

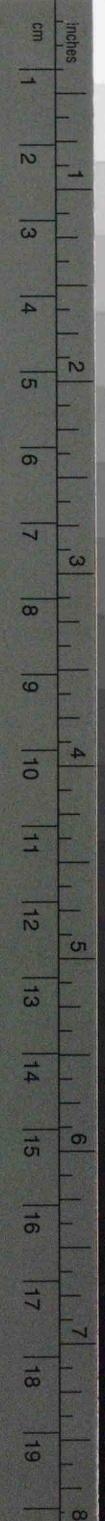
40393

教科書文庫

| |
|----------------|
| 4 |
| 302 |
| 307 |
| 42-1938 |
| 20000 74169 |

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

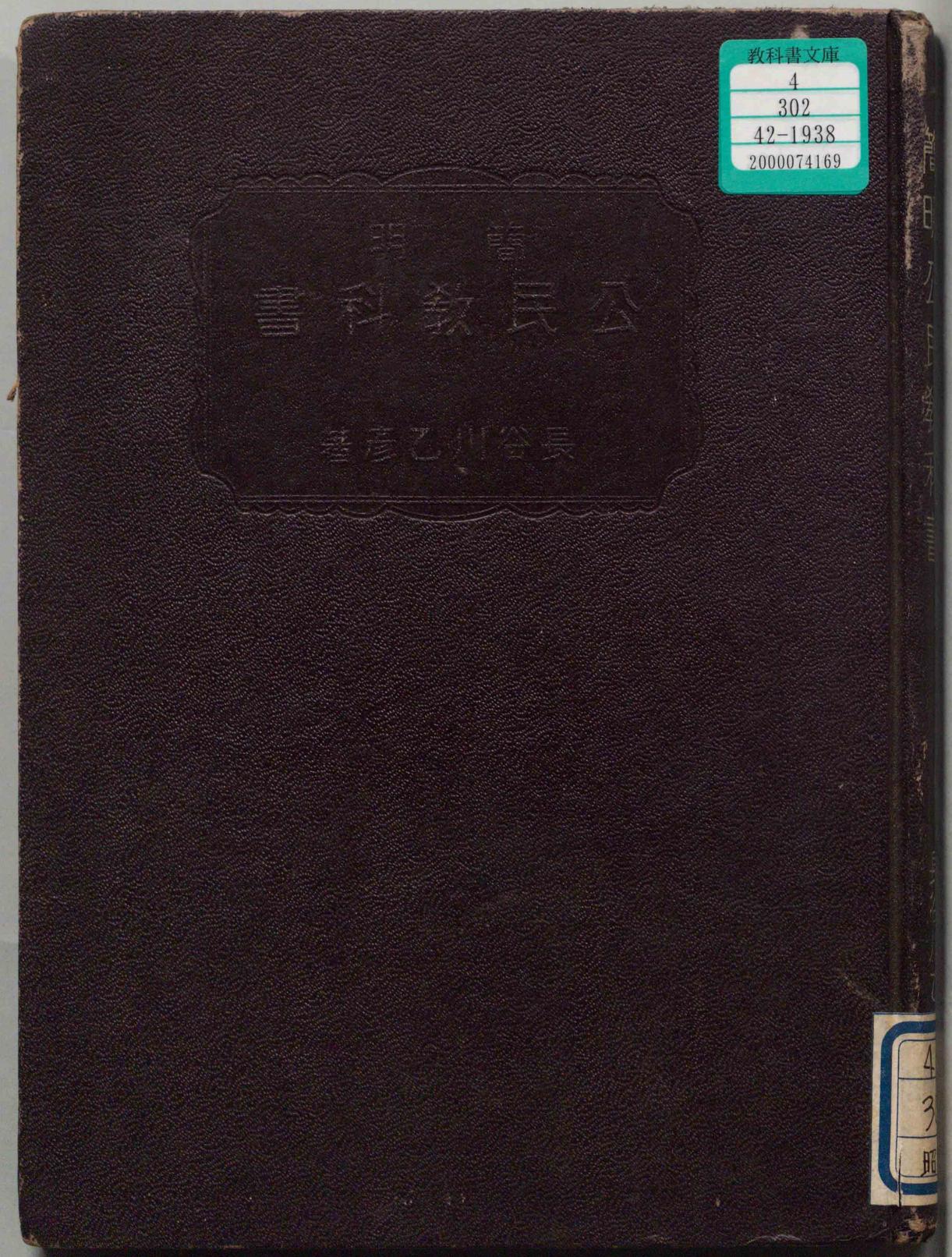
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



© Kodak, 2007 TM: Kodak

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak



3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

資料室

教科書文庫

4

302

42-1938

2000074169

46

301

BB13

昭和三十一年一月十三日
文部省検定済
高等文学校・實業学校・公民科用

明簡 公民政科教書

長谷川乙彥著



阪東京◆大英進社發行

日一十三月一年三十和昭
濟定檢省部文
用科民公 校學業實 校學文等高

明簡 書科教民公

著彦乙川谷長



阪大京東
行發社進英



神

勅

葦原千五百秋之

瑞穂國是吾子孫

可王之地也宜爾

皇孫就而治焉行

矣寶祚之隆當與

天壤無窮者矣

(日本書紀)

葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ

吾が子孫の王たるべき地なり

宜しく爾皇孫就て治らせ さき

く 寶祚の隆えまさんこと當に

天壤と窮りなかるべし

御誓文

(明治元年戊辰三月十四日)

一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシ
メン事ヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 肅躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明
ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ
基キ協心努力セヨ

大日本帝國憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕力祖宗ニ
承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ
宣布ス

惟フニ我力祖我力宗ハ我力臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我力帝國
ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我力神聖ナル祖宗ノ威德ト並
ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國
史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我力臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民
ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕力意ヲ奉體シ朕力事ヲ獎順シ相與ニ
和衷協同シ益我力帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久
ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコト
ヲ疑ハサルナリ

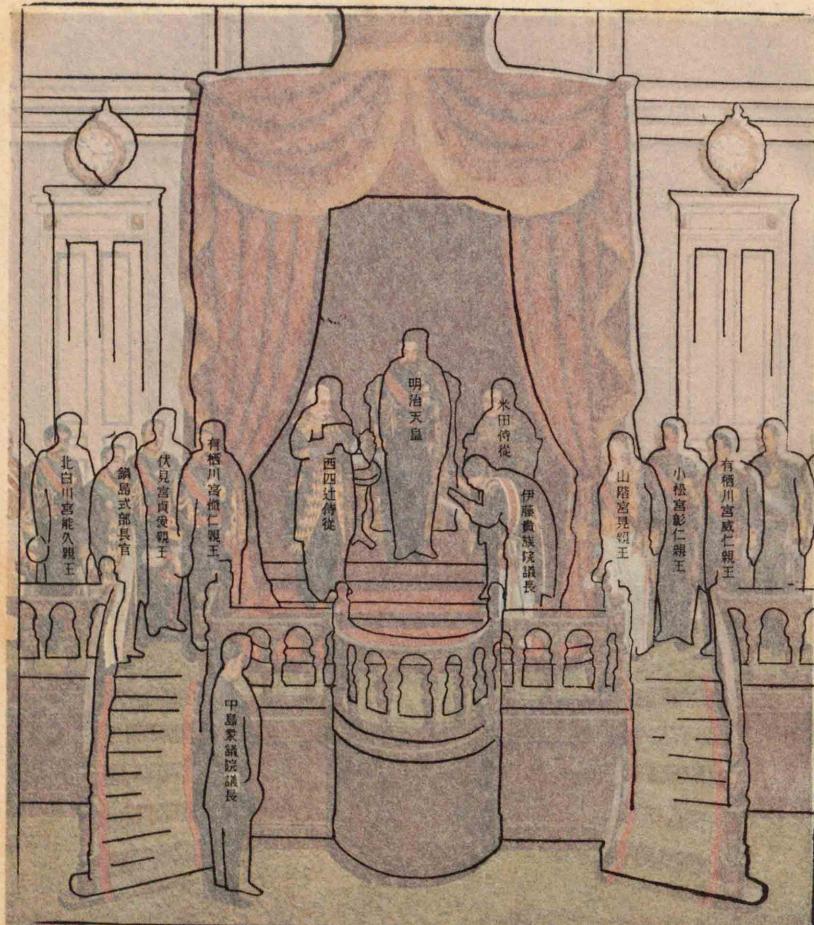
市制町村制公布ノ上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十一年四月十七日

國務大臣副署



御臨式院開會議國帝
(畫壁館畫繪念記德聖宮神治明)

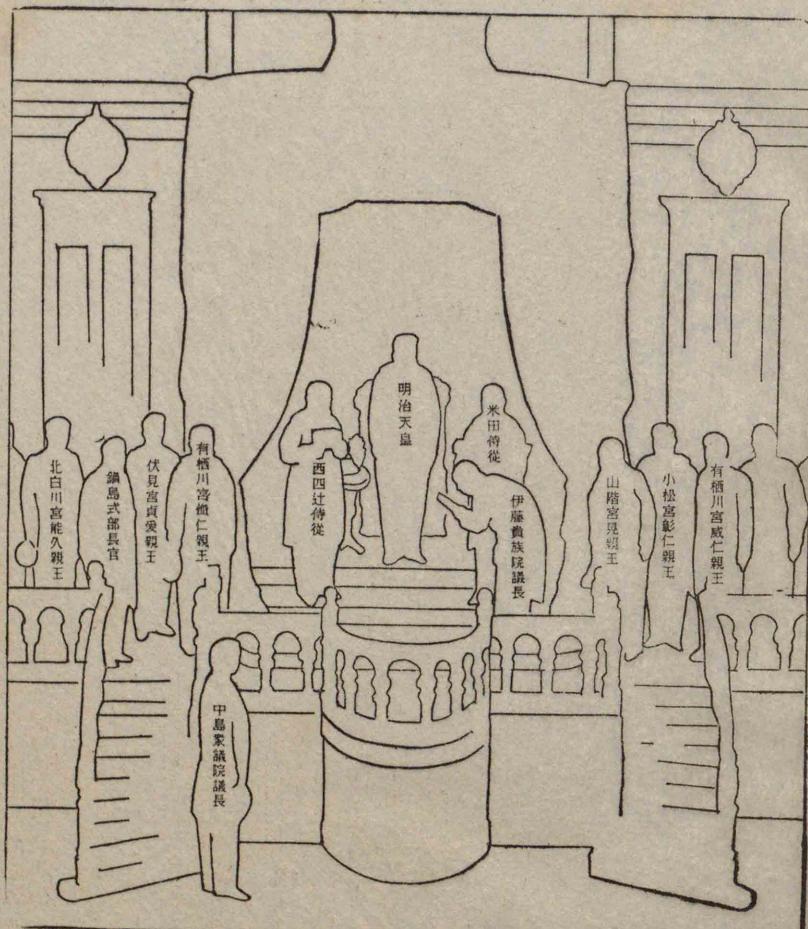
市制町村制公布ノ上諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

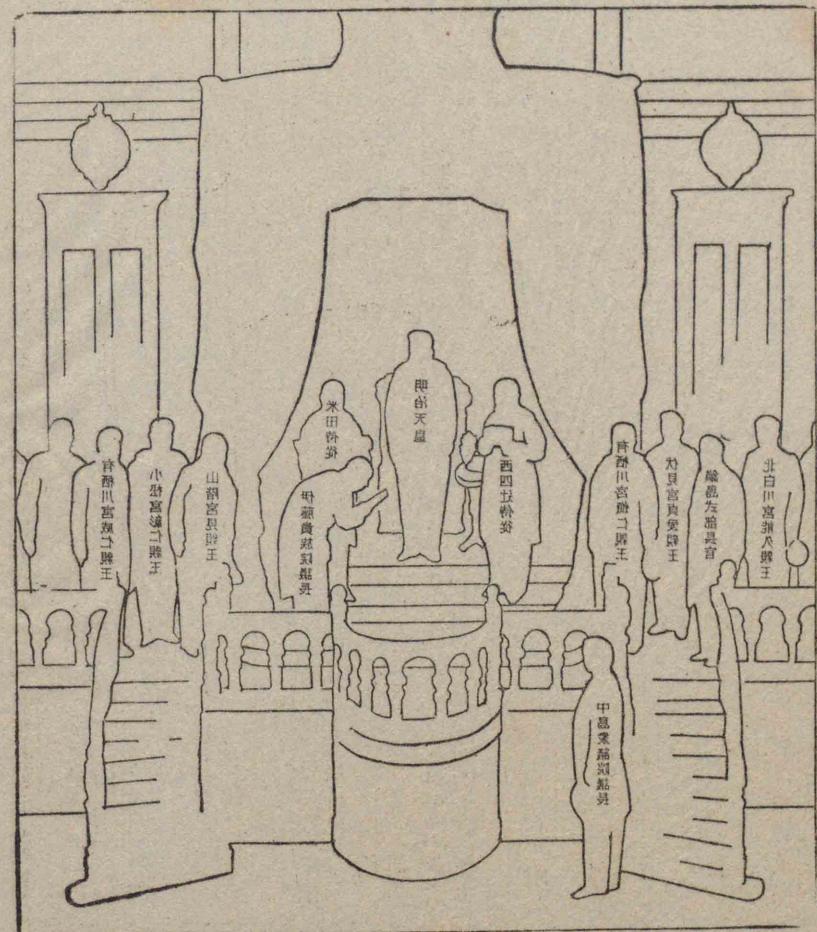
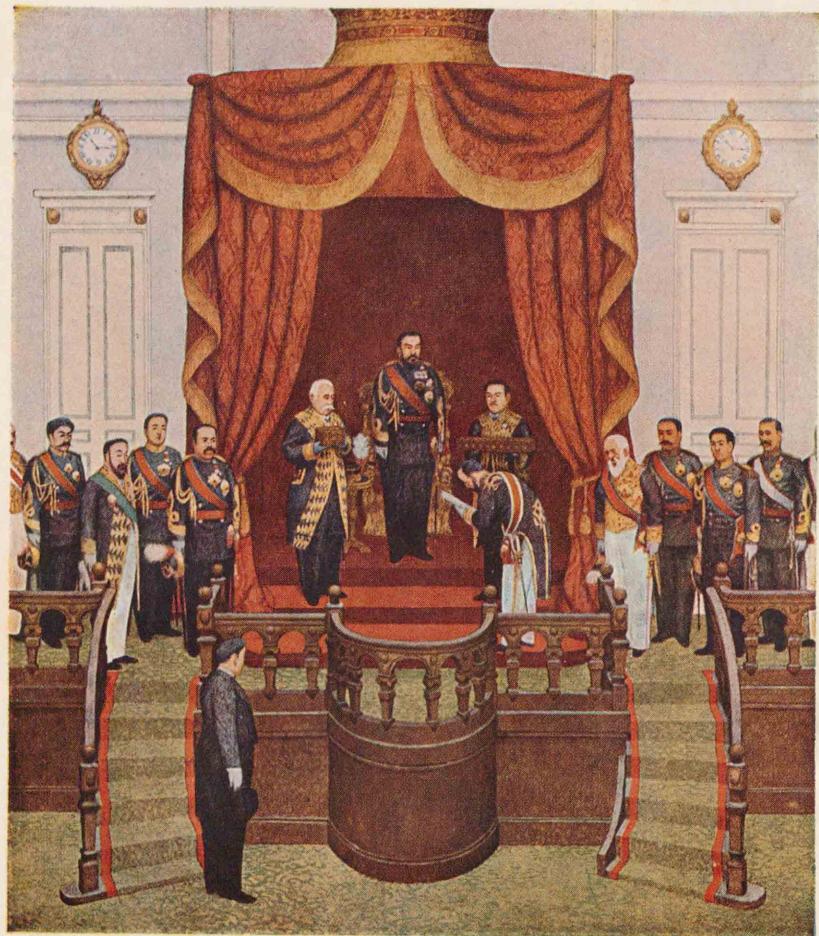
御名御璽

明治二十一年四月十七日

國務大臣副署



御臨式院開會議國帝
(畫壁館繪念記德聖宮神治明)



明治天皇御誕辰會開幕式左圖
(明治天皇御誕辰會開幕式左圖)

一 本書は昭和十二年三月二十七日改正せられた公民科教授要目に準據し、高等女學校實科高等女學校及び女子實業學校に於ける公民科教科書として編纂したものである。

一 日本国民としての確乎たる信念と憲政治下の大國民たるの覺悟とを涵養するを以て主眼とし、努めて國民の實際生活に即した教授をなし得ることを趣旨として編纂した。

一 直截簡明を主とし、教授者諸氏の補説指導の餘地を存した。

一 修身國語歴史地理等他教科との聯絡に注意し、興味を増し理會を助ける爲に寫眞圖表等を掲げた。

明簡公民政科書

目次

上篇

- 第一 我が國
第二 我が家
第三 我が郷土

我が國——我が大君——我等御民
我が國の家族制度——家の生活——戸主と家族——親族——親子——婚姻——戸籍——相續——收入と支出——財産
我が郷土——郷土の傳統——協同生活——愛郷と愛國——自治とその沿革——地方自治の精神——市町村の自治——公民とそ

祖宗ノ政ハ専ラ臣民ヲ愛重シテ名クルニ「大寶」^{オホミツカフ}ノ稱ヲ以テシタリ。
史臣用キル所ノ公。民。ノ字ハ即チ「オホミタカラ」ノ名稱ヲ譯シタルナリ。
其ノ臣民ニ在テ又自ラ稱ヘテ御民ト云フ。蓋シ上ニ在テハ愛重ノ意ヲ致シ待ツニ邦國ノ寶ヲ以テシ、下ニ在テハ大君ニ服從シ自ラ視テ以テ幸福ノ民トス。(伊藤博文「憲法義解」)

の権利義務——議員の選舉——市町村會——市役所・町村役場——
——市町村の財産——府縣の自治——府縣廳

第四 我が國體

我が國體——天皇の統治——天皇の大權——詔勅——皇位繼承
——攝政——皇室典範——皇室と臣民

第五 國體と祭祀

我が國體と祭祀——敬神崇祖——神宮——神社とその格式——
宮中祭祀——祭祀の本義

第六 國憲と國法

國憲と國法——皇室典範と大日本帝國憲法——憲法制定の由來
——帝國憲法制定の本義——立憲政治——我が國立憲政治の特
色——臣民の権利義務——政黨——國法——國法の種類——法
律命令——法と道德

第七 帝國議會

帝國議會——議員の選舉——選舉と國民——議會の活動——帝

第八 政府 樞密顧問

國務大臣——内閣——樞密顧問——行政官廳——行政官廳の種
類——官吏——行政と國民

第九 裁判所

司法權の獨立——裁判所——檢事局——訴訟——調停——陪審
——司法と國民

第十 國政の運用と我等の責務

國運の隆昌と政治——遵法の精神

下 篇

第一 國民生活

我が國民生活——我が國民生活と國民性——國土と人口——農
村と都市——國民保健——社會問題——社會政策——社會事業
——社會改善

第二職業

國民生活と職業——分業と職分——職業の選擇——女子と職業
——勤勞と研究——職業と道德

九〇

第三國民經濟

生産と消費——國民經濟——生産の三要素——企業——所得——
經濟と道德

九五

第四產業

我が國の產業——農業——水產——礦業——工業——資源の開
發——技術の進歩

一〇一

第五流通

貨幣——紙幣——物價——信用——商業——交通機關——交通
と文化

一一二

第六財政

財政——歲入と歲出——租稅——官業——公債

一二七

第七海外發展

一三七

我が國の貿易——人口問題——移住と拓殖——海外發展

第八國民文化

文化とは何ぞ——教育——宗教——學藝——我が國民文化の發
展

一三八

第九國防と國交

國防と國民——兵役——我が國の軍備——國交と國民——締盟
國——國際協力

一四〇

第十我が國の使命

人類文化の發達——世界に於ける我が國の地位——我が國の使
命——我等の覺悟

一四七

附錄

- 一 皇室典範
- 二 大日本帝國憲法

明簡 公民教科書

上 篇

第一 我が國

我が國

すゑの世の末のすゑまでわが國はよろづの國にすぐれた
る國（京都賀茂正傳寺文書）

上に萬世一系の天皇を戴き、下に忠君愛國の臣民あり、義は則ち
君臣にして情は猶ほ父子の如く、皇室と臣民との間はおのづから
至誠を以て結合し、君臣一體となつて千古の美風を成してゐる我
が國は、悠久の古から今日に至るまで、確乎たる國基の上に連綿幾

千年を閲して卓然不動「すゑの世の末のすゑまで」いや榮えに榮えゆく「よろづの國にすぐれたる國」である。

我が大君

すめらぎは神にしますぞ天皇の勅としいはゞかしこみまつれ（橋 暉覽）

皇祖天照大神は皇孫瓊杵尊にをこの土に下し給ふ時に、葦原の千五百秋の瑞穂國は、これ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就て治らせ。さきく。寶祚の隆えませんこと、當に天壤と窮りなかるべし。

と仰せられた。天皇が現津御神として天津日嗣ひづきを知ろしめすことはこの神勅によつて明かで、寶祚の隆えは天壤と與に窮まりない。されば大日本帝國憲法發布上諭にも、國家統治ノ大權ハ朕力之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ」と仰せられ、大日本帝國憲法第一條には、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と示

我等御民

されてゐる。和氣清麻呂が宇佐八幡の神託を享けて、「我が國家開闢より以來、君臣定まりぬ。臣を以て君とすること、未だこれ有らざるなり。天津日嗣は必ず皇緒を立てよ。」と奏したのも、この神勅の御精神を力説したものに外ならない。

我が民族は皇室を中心とする一大家族である。もとより海外から移住して來た人々も尠くはないが、悉くこれを同化し融和して渾然たる大日本民族を形成して居り、畏くも天皇を家長と仰ぎ奉り臣民を家族として、その間に親子の親しみがある。御歴代の天皇が我等臣民をいつくしみ給ふこと赤子の如く、臣民を愛重して「大御寶」と仰せられ、臣民も亦天皇を敬慕し奉ること父母の如く、自ら「御民」と稱してその幸福を表象してゐる。

渾圓球上古來國を成したもの幾十百。それらが幾多の盛衰興亡を繰返してゐるうちに、獨り我が國のみ肇國以來萬古に亘つて

渝^{かは}ることなき國體を建て、その下にあつて特種の文化を建設し來つたのである。我等は生を大日本帝國に享けた幸福を喜ぶと共に、益々奮勵努力して、この至善至美なる國體をして愈々光輝あらしめ、以て帝國の發展隆昌に貢獻しなければならぬ。

御民われ生けるしるしあり天地の榮ゆるとき逢へらく思へば（海犬養宿禰岡麿）

第二 我が家

我が國の家
族制度

我が國は古來家を以て社會組織の基礎としてゐる。これを家族制度の國といふ。元來歐米諸國の家庭は夫婦の關係が主であるが、我が國の家は親子本位であつて、悠久の祖先からはじめられ、親から子へ、子から孫へと永遠に存續すべき血族の結合を基礎として居り、たゞ横にひろがつてゐるだけでなく、縱に深く長く、祖先

と子孫とが一體となつて連續するといふ信念に基づいてゐるのが、我が家族制度の特色である。従つて我が國では古來家に永久不滅の森嚴な意義を認めて、家系家名を重んじ、特に祖先崇拜の念に富んで、その祭祀の禮を厚くし、信仰を如何なる宗教に求むるに論なく、家には神棚や佛壇を安置して朝夕禮拜を怠らず、忌日・命日には一族相會して法會を營み、感謝敬愛の誠を致してゐる。

まさくといますが如し魂祭（北村季吟）
魂棚の奥なつかしや親の顔（向井去來）

家は父母兄弟が寢食を共にし團欒^{だんらん}の樂を享ける人生の安息所であり、活動の源泉であると共に、人格修養の場所であり、更に大なる社會共同生活の礎地を築くところである。孔子が國を治め天下を平かにする基は先づ家を齊^{そよ}へるにあると言つたのも、この道理を明かにしたのであつて、家に於て培^ははれた德操こそ、廣く社會

にあつては公衆道德の基礎となり、國家にあつては國民道德の根柢となるのである。

明治天皇御製

たらちねのにはの教はせばけれどひろき世にたつもとる
とぞなる

戸主と家族

戸主權

家は戸主及び家族から成る。

戸主は家長として家族を統轄するもので、家族の居所を定め、その婚姻・養子縁組・入籍・離籍を許否する等の権利と、家族を扶養する義務とがある。これらの権利義務を總稱して戸主權といふ。

家族とは戸主の親族でその家に在る者とその配偶者とをいふ。家族は自己の財産を特有する権利を有し、戸主の命令に服従する義務を負ふ。

親族

親族とは血縁又は婚姻によつて結ばれた人々をいひ、疎遠な者

にまで遡ればその範囲は際限がないが、我が民法ではこれを、(一)六親等内の血族、(二)配偶者、(三)三親等内の姻族の三つに限定してゐる。

血族とは血縁の繋がつてゐる者であつて、そのうち自分から直上直下するものを直系といひ、同一祖先から分れたものを傍系といふ。

直系傍系を通じて自分より始祖に近い者を尊屬といひ、遠い者を卑屬といふ。

配偶者とは夫婦の一方から他の一方を指していひ、姻族とは夫婦の一方と他方の血族との關係をいふ。

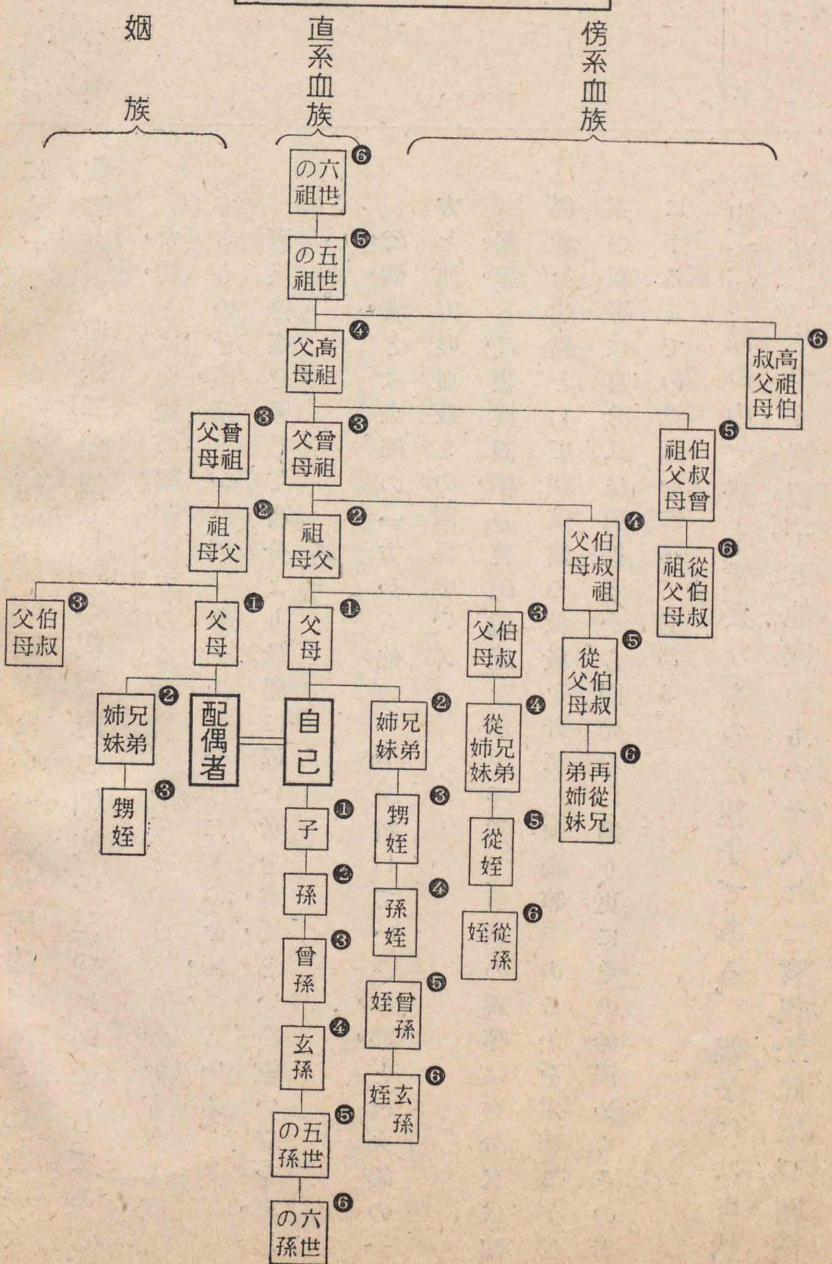
親等とは親族關係の親疎遠近を示す呼稱で、直系の親等は自分又は配偶者を起點として親族間の世數を計算し、何親等であるかを定めるが、傍系の親等は自分又は配偶者から同始祖に遡り、更にその始祖からその者に下るまでの世數を算へて定める。

親族關係の中で最も重要なものは親子である。親子には自然の血縁に基づく實親子と、他家のものを入れて實親子同様の關係

六親和セザレバ即
チ天神モ祐ケズ。
(仁王經)

親子
父子ノ道ハ天性ナ
リ(孝經)

表 覧 一 係 關 族 親



親權

後見人

を結ぶ養親子とがある。

實子には、(一)正當な婚姻によつて生れた嫡出子、(二)正當な婚姻によらずに生れた私生子、(三)私生子を父が自分の子であると認めた庶子の三種がある。これらは相續の場合にその順位を異にする。

養子の制度は家の斷絶を防ぎ祖先の祭祀を続ける爲に設けられたもので、我が國の家族制度から見て尤もなことである。

親が未成年の子又は成年に達しても獨立の生計を立てるに至らない子に對して持つ権利義務を親權といふ。

親權の主なものに、(一)監護及び教育をすること、(二)居所を指定すること、(三)必要の範囲で懲戒すること、(四)兵役の出願及び職業の經營を許可すること、(五)財産を管理すること等がある。

親權は父が行ひ、父がないときは母が行ふ。父母ともに無いか、又は有つても行ひ得ない場合は後見人を置いて略同様の権利を

婚姻

男と女とで完全な人間が出来る。兩性は互に相手を補充し合つてゐる。(カント)

一男一女が終生の共同生活を目的とする正當な結合を婚姻といふ。婚姻は人生の大典であり、その配偶者の選擇は最も慎重にしなくてはならない。配偶者選擇の第一要件は本人の人格・才能・體質・血統などであつて、地位や容貌や財産などを偏重するのは誤である。若し不純な動機で輕率に定めるとときは、悔を後年に残すことが多い。

法律上婚姻の成立には、

- (一)當事者双方に自由な合意があること、
- (二)男は満十七歳、女は満十五歳に達すること、
- (三)直系血族、三親等内の傍系血族、又は直系姻族でないこと、
- (四)男は三十歳、女は二十五歳になつてゐない時は、その家に在る父母の同意を得ること、
- (五)重婚でないこと、

(六)市町村長に口頭又は書面で婚姻届をなすこと。
などの條件を必要とする。

離婚
神の合せ給へる者は人之を離すべからず。(キリスト)

戸籍

相続

家督相續

| | | | |
|--|--------|--------|--------|
| 家督相續 | 相 續 | 戸 籍 | 離 婚 |
| (六)市町村長に口頭又は書面で婚姻届をなすこと。 などの條件を必要とする。 | | | |

婚姻に因つて生じた一切の法律關係を解消させることを離婚といひ、これに協議上の離婚と裁判上の離婚とがある。協議によつて行はれる離婚は法律上何等の制限はないが、裁判上の離婚には夫婦が同居に堪へられぬだけの理由がなくては許されない。戸籍はその家に屬する人の家族關係や親族關係を明かにするものである。戸籍のある地を本籍地。といひ、九十日以上滞在する目的で本籍地以外に住居を定める時には、その地の市町村長に届出を要する。これが寄留届。であつてその地を寄留地といふ。相續には家督相續と遺產相續とがある。

家督相續。Successionとは一家の存續の爲に戸主の地位を承け継ぐことをいひ、家族制度を尊重する我が國特有の制度である。

家督相續は戸主の死亡・隠居・國籍喪失、女戸主の入夫婚姻等の場合に開始し、その順位は次のやうになつてゐる。

- (一) 法定の推定家督相續人——前戸主の直系卑屬で、その順位は親等の近い者を先とし、同親等の間では男子・嫡出子・年長者を先とする。
- (二) 指定家督相續人——法定の推定家督相續人が無い時前戸主が指定した者。
- (三) 第一種の選定家督相續人——法定又は指定家督相續人の無い時戸主の父母又は親族會が前戸主の配偶者や兄弟・姉妹などから選定した者。
- (四) 第二種の法定家督相續人——以上の者の無い時前戸主の家族たる直系尊屬。
- (五) 第二種の選定家督相續人——前四項に示す者の無い時親族會が選定した者。

遺産相續とは死亡した家族の財産に屬してゐる一切の權利義務

務を受け繼ぐことをいふ。

遺産相續人は、(一)直系卑屬、(二)配偶者、(三)直系尊屬、(四)戸主の順位で、同順位の者が數人あれば相續財産を等分にする。

相續人は相續の承認・拋棄の自由を認められてゐる。しかし法定の推定家督相續人は相續を拋棄することが出来ない。これは家族制度を尊重する趣旨から出たものである。

自分の死亡後に効力を發生させる目的で、財産の處分や家督相續人・後見人等を指定して置くことを遺言といふ。但し法の定めた遺産の一定額は必ず相續人に遺すべきことになつてゐて、遺言によつて侵すことが出来ない。之を遺留分といふ。

遺留分の額は、家督相續では法定の推定家督相續人につては、被相續人の財産の二分の一、その他の家督相續人につては三分の一、遺産相続では直系卑屬につては二分の一、配偶者及び直系尊屬につては三分

の一となつてゐる。

これらの規定は皆我が國の家族制度と自然の人情とを考慮して定められたものである。

收入と支出

家計の基礎をなす。收入には経常收入と臨時收入とがある。経常收入には給料・賃銀のやうに勤労によつて得られるものと、賃料・利子のやうに財産の利用によつて生ずるものとがあり、臨時收入は臨時又は偶然に入るもので、賞與・一時賜金・土地の賣却金などが之に属する。

一家の生計を營む爲に支出する費用を生計費といひ、これにも家族の衣食住に必要な経常費と、冠婚葬祭・醫療費のやうな臨時費とがある。

「入るを計つて出づるを制する」は家庭經濟の原則であつて、一家の生活の安定を圖るには、常に豫算によつて收入と支出との均衡

生計費

民生勤ニ在リ、勤ムレバ則チ賃シカラズ。(左傳)

稼ぐに追ひつく貧乏なし。
(諸士百家記)

財産

倉廩實チテ禮節ヲ知り、衣食足ツテ榮辱ヲ知ル。
(管子)

財産の種類

を保ち、業務に精勵して收入を増加すると共に、浪費を省いて些少の剩餘をも貯蓄し、漸次その増殖を圖らなければならぬ。

孟子が「恒產なければ因つて恒心なし」と云つたほどに、財産は人生にとつて極めて大切なものである。故に財産は法律によつて保護され、所謂私有財産制が確立してゐる。

財産に有體・無體の二種がある。有體財産とは有體物即ち物をいひ、これに不動産と動産との區別がある。不動産とは土地・建物・立木の類をいひ、動産とはその以外のものをいふ。無體財産とは法律によつて保護された無形の利益をその内容とするもので、著作権・特許権・實用新案権・商標権・意匠権等をいふ。

動産や不動産のやうな物を直接支配してその利益を受ける権利を物權といひ、民法によつて認められてゐる物權には、物を自分のためにする意思で所持する者(即ち占有者)が、たとひ権利に基づ

物權

債權

いて所持するのでなくとも、妄りにその所持を奪はれたり妨げられたりしない占有權や、物の所有者が、法令の制限内で自由にその物の使用・収益・處分をなし得る所有權や、小作料を支拂つて長期間（二十年以上）他人の土地を借り、耕作・牧畜をする永小作權などがある。

貸借・請負などの場合のやうに、契約その他他の原因により、相手方に對して或行爲・不行爲を要求する權利を債權。といひ、この要求に應ずる義務を債務。といふ。

元來我等が財産を作つてこれを所有し、又これによつて利益を收めることの出來るのは、すべて國家の保護・恩恵によるのである。それで、自分の財産と雖も、之を國家の爲に有意義に所持し使用する責務のあることを忘れてはならぬ。

昭憲皇太后御歌

もつひとのこゝろによりてたからともあたともなるはこが
ねなりけり

第三 我が郷土

ふるさとの訛なつかし停車場の人ごみの

中にそと聽きにゆく 石川啄木

母戀しかゝる夕べのふるさとの櫻咲くら
む山の姿よ 若山牧水

我が郷土

我等の出生し成長したところ、我等の父祖の墳墓のあるところを郷土といふ。郷土には懐かしい父母・兄弟や親類もあり、舊師・先輩・竹馬の友などもあつて、久しうぶりに故郷の土を踏めば、山川草木一としてわが心を惹かぬものはない。郷土をなつかしむのは蓋し人間自然の情であつて、また至美至純なものである。

郷土にはその郷土特有の傳統がある。鎮守の森には氏神・產土神があつて、その地方を守護し、我等の祖先で郷土の開發に力をつ

郷土の傳統

くした者もその中に祀られ、郷土の歴史の中心となつてゐる。城址や古墳にも郷土の歴史を物語るものがあり、野中の一本杉にも、七五三しちごさんを張られた古井戸にも、何かの傳説が秘められてゐる。民謡や郷土藝術と稱せられるものにも、その昔の名残を留めてゐる。これらはいづれも郷土の尊い記念である。また郷土には衣食住から吉凶慶弔に至るまで、それゞゝ特有の風俗習慣があり、その風土や歴史によつて次第に馴致されて、その地によく適合したものとなつてゐる。されば法律でも善良な風俗習慣に對してはその價值を認めて、民法に「公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行爲ハ無効トス」といふ條項がある。我等はその日常生活に於て郷土の傳統を尊重しなければならぬ。これを無視し、これに違反することは、秩序を破り安寧を妨げる行爲であつて、大いに警むべきことである。

協同生活

郷土はその實情に即し、一致協力して始めて完全圓満な生活を營むことが出来る。風俗にしてもその悉くが善良なものばかりでなく、時勢の變遷につれて改良を要するものも少くないが、如何にその改善を望んでも、郷人互に協同して行かなくてはその效を擧げることが出来ない。我等は宜しく協同生活の眞義を體得して寛容以て互に協力し、郷土をして更により善きもの、より美しきものとなし、我が郷土が國家の堅實な基礎となるやうに心懸けなくてはならぬ。

前に述べた通り、郷土とは通常我等の生地または成長の地をいふが、しかし郷土の意味には固定した限界がなく、他に對する關係によつて或は廣く或は狭く解せられる。即ち他の市町村に對しては我が市町村が郷土であり、他の府縣に對しては我が府縣が郷土であり、外國に對しては我が國が郷土となる。阿部仲磨が唐土

愛郷と愛國

にあつて、

あまの原ふりさけ見れば春日なる三笠のやまに出でし月かも

と詠じたのは、我が日本の國に對する美しい望郷の念である。されば愛郷の念はおのづから愛國の情に通ずる。即ち愛國心は廣義の郷土たる祖國に對する愛情であつて、他の民族に對する我が民族の團結心に基づくものである。愛國心を以て愛郷心の擴充であるといはれるのもこの意味からて、その間に何等の矛盾^{ひじんどう}撞着^{ちゆう}はない。

或團體が國家の監督の下に自らその團體内の行政事務を處置することを自治といひ、今日主として用ひられる自治の制とは市町村・府縣の地方行政に關することをいふのであつて、これを地方自治とも稱する。

自治とその
沿革

我が國の地方自治は徳川時代になつて著しく發達し、町年寄・名主・庄屋などが地方民を代表して町村の行政に與つてゐた。明治に入つて「廣々會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」の大精神に則り、明治十一年、郡區町村編制法及び府縣會規則が制定され、次いで同十三年、區町村會法が發布された。明治二十一年、新に市制・町村制が公布され、同二十三年に府縣制・郡制の發布を見、こゝに地方自治團體は府縣・郡・町村の三級、又は府縣・市の二級となつたが、大正十二年郡制廢止の結果、一様に府縣・市町村の二級制度となり、以て今日に至つた。

地方自治制の設けられた趣旨は、明治二十一年四月十七日、市制町村制公布の上諭に仰せられてゐるやうに、隣保團結の舊慣を存重・擴張して土地の事情に適應した政治を行ひ、以て公共の福利を保護・増進するにある。我等はよくこの聖旨を奉體し、小異を捨て

地方自治の
精神

て大同につき、各々其の責任を自覺して公共の爲に獻身奉仕し、以て郷土の向上發展を圖らねばならぬ。

市町村は市制・町村制によつてその存立を認められ、一定の地域と人民と自治権とから成立つ地方自治團體である。

市町村内に住所を有する者を市町村住民といふ。住民はその市町村の財産や營造物を共用する権利を有し、市町村費負擔の義務を負ふ。

帝國臣民たる満二十五歳以上の男子で、二年以上その市町村の住民である者を市町村公民といふ。公民は市町村の選舉に參與し、その名譽職に選舉される権利を有し、また名譽職に選舉された時は、これを擔任する義務を負ふ。これを公民權といふ。

名譽職とは職務に要する費用の辨償を受ける外、一定の給料を受けることのない公職であつて、自分の便宜の爲にその擔任を辭することは出

市町村の自治

公民とその権利義務

議員の選舉

來ないが、他に本業を有してゐても差支なく、又その任期は一定の年限がある。

市町村會議員の選舉権・被選舉権は、市町村公民が之を有する。

市町村長は毎年九月十五日現在で選舉人名簿を作り、一定期間これを一般の縦覽に供する。選舉人は定められた日時内にみづから選舉會場に赴き、所定の投票用紙に被選舉人一人の氏名だけを明記して投票する。これを單記・無記名式といふ。そして、有效投票の最多の者から順次少數のものに及び、議員定數だけを得て當選者を定める。得票數の等しい場合は年長者を取り、年齢も等しい場合は抽籤で決する。

議員の任期は四年である。

被選舉人の政見發表は専ら言論・文章によるべく、戸別訪問などは法によつて禁止されてゐる。選舉人は一切の請託・情實を排し

て、最も優良な人物を選ばねばならぬ。斯くして選舉の公正を期することが出来る。

市町村會は市町村の意思を決定する議決機關であつて、市町村會議員を以て組織する。市町村會の權限は法令の範圍内で市町村に關する一切の事項を議決し、その執行を監督するにある。

市には別に市參事會といふ補充的議決機關があり、市長及び名譽職參事會員を以て組織する。

市町村の事務を行ふ所を市役所・町村役場といふ。市役所には市の執行機關たる市長とその補助機關たる助役・市參與・收入役その他他の吏員が執務して居り、町村役場には町村の執行機關たる町村長と、其の補助機關たる助役・收入役その他他の吏員が執務してゐる。

市・町・村・長は市町村會に於て選舉するもので、市町村を代表し、市

| | |
|------|--------------|
| 市町村會 | 市役所・町 村役場 |
|------|--------------|

市町村の財政

町村の公共事務を處理する外に、官・府・縣の委任を受けて國稅・府縣稅の徵收、徵兵事務などを掌る。任期は四年である。

市町村の歲入・歲出は一會計年度毎に豫算Budgetに依つて定める。豫

算是は市町村長が編成し、市町村會の議決を経て成立する。

市町村の會計年度は國の會計年度と同じく毎年四月一日に始まり、翌

年三月三十日に終る。

市町村の歲入は、その財產から生ずる收入・營造物使用料、各種の手數料、國又は府縣からの交付金・補助金などを主とし、市町村稅などを以てその不足を補ふことになつてゐる。

市・町・村・稅には國稅又は府縣稅に對する附加稅と、その市町村限り稅目を起して賦課する特別稅・獨立稅とがある。

なほ、市町村が負債償還、上下水道の敷設、學校の改築又は不慮の災害などの爲に臨時に費用を必要とする場合には、市・町・村・債を起

すことが出来る。

市町村の歳出は教育費を主とし、土木・衛生警備などの諸費がある。

| |
|--------|
| 市町村の財産 |
|--------|

市町村の財産には基本財産と營造物とがある。前者は財政上の収入を目的とするもので、土地・山林・有價證券・現金等がこれに属し、後者は公共の利用に供せられる施設で、學校・圖書館・病院・公園・水道等がこれに属する。

| |
|-------|
| 府縣の自治 |
|-------|

府縣は市町村の上に立つ自治團體であると同時に國家の行政區劃である。

府縣の自治を行ふ範圍は市町村より狭い。即ち府縣はその議決機關を有つてゐることは市町村と異らないが、その權限は著しく制限されて居り、又その執行機關たる府縣知事は天皇がこれを任免し給ふ。

| |
|-------------|
| 府 縣 廳 |
|-------------|

府縣の議決機關には府・縣・會と府・縣・參・事・會とがある。
府縣會はその府縣内の市町村公民中から選舉された府縣會議員を以て組織し、主として府縣の財政上の事項を議決する。議員は名譽職で任期は四年である。

府縣參事會は府・縣・會の補充的議決機關で、知事及び名譽職參事會員を以て組織する。

府縣に於ける國の行政事務を取扱ひ、且地方自治團體としての府縣の事務を取扱ふ所を府・縣・廳といふ。府縣の長官を知事といひ、國の行政官吏であると共に府縣自治の執行機關である。

北海道は府・縣に準する。北海道・廳・長官・北海道・會・北海道・參・事・會がある。
朝鮮には道・府・郡・島・邑・面があり、道知事・府尹・郡守・島司・邑・面長などによつて行政が行はれてゐる。

臺灣には州・廳・郡・市・街・庄があり、州知事・廳長・郡守・市尹・街・庄長などいふ國

の官吏がある。

樺太は町村を一級二級に分け、内地とゞ同様の自治制度が布かれてゐる。

第四 我が國體

我が國體

我が萬世不易の國體は天壤無窮の神勅により嚴として定まつて居り、すべしろしめす大神たる天照大神の御子孫がこの瑞穂國に君臨し給ひ、寶祚の隆えませんこと天壤と與に窮りないのである。而してこの肇國の大義は、教育に關する勅語に「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と仰せられてあるやうに、その規模の宏大悠遠なること、世界萬國に比類のないところで、我が國が世界の舊國であつて、しかも國運隆々たるは實にこの精神が生々發展して止まぬからである。

明治天皇御製

神代よりうけし寶をまもりにて治め來にけり日のもとつ國

天つ神定めたまひし國なればわがくにながらたふとかりけり

既に屢々述べたやうに、天皇が天津日嗣として統治の主體にましますことは、肇國以來萬古に亘つて渝らない國民的信念であつて、大日本帝國憲法第一條に、「大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とあるのは、即ちこの大義を成文によつて示し給うたものであり、今上天皇陛下御即位禮當日紫宸殿に於て賜はつた勅語には、「朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕力躬ニ逮ヘリ

と仰せられてある。以て歴代の天皇が萬世一系の皇統を繼承し給ひ、惟神の大道に遵ひ、いよいよ天業を經綸し給ふ大御心を拜す

ることが出来る。

天皇は統治權者として至高至上の地位に立ち給ふのであるから、何人と雖もその尊嚴を侵し奉ることを得ず、またその御行爲については何人と雖もその責任を問ひ奉ることを得ない。憲法第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、この旨を明かにしたものである。

憲法第四條に「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ」とあるやうに、天皇は統治權の總攬者にいりますのであるから、統治の作用は悉く天皇にその源を發するが、同時に天皇は憲法の條規に依つて統治權を行使し給ふのであって、法律豫算の制定は帝國議會の協賛により、司法は裁判所に依つて行はせられることが憲法上の要件となつてゐる。しかしがういふ獨立機關の參與によらないで天皇の親裁し給ふものを天皇の大權と稱へる。

天皇の大權事項として帝國憲法に擧げられてある主なものは、次のやうである。

(一) 立法に關する大權事項

- (1) 法律を裁可し、その公布及び執行を命すること。
- (2) 帝國議會を召集し、その開會・閉會・停會及び衆議院の解散を命すること。

- (3) 公共の安全を保持し又はその災厄を避ける爲に緊急の必要があるときは、帝國議會閉會の場合に於て法律に代る勅令を發布すること。これを緊急勅令といふ。

- (4) 憲法改正の發案をなすこと。

(二) 司法に關する大權事項

- (1) 大赦・特赦・減刑及び復權を命ずること。

(三) 行政に關する大權事項

(1) 行政各部の官制及び文武官の俸給を定め、又文武官を任免すること。

(2) 法律を執行する爲、又は公共の安寧秩序を保持し、及び臣民の幸福を増進する爲に必要な命令を發し又は發せしめること。これを行政命令といふ。

(3) 公共の安全を保持する爲に緊急の必要あり、且臨時議會を召集することが出來ないとき、勅令に依り財政上必要な處分を爲すこと。これを財政上の緊急處分といふ。

(4) 爵位勳章及び其の他の榮典を授與すること。

(四) 軍事に關する大權事項

(1) 大元帥として陸海軍を統帥し、その編制及び常備兵額を定めること。

(2) 戒嚴を宣告すること。戒嚴とは戦時・事變に際して警察力で治安の維持が出來ない場合に、軍隊の力を以て全國または一地方を警戒することをいふ。

戒 嚢

財政上の緊急處分

行政命令

外交大權

詔 勅

(五) 外交に關する大權事項。

(1) 戰を宣し和を講じ、及び諸般の條約を締結すること。これを外交大權といふ。

天皇がその御意思を發表し給ふには、口頭又は文書によられるが、文書によられるものに詔書・勅書があり、文書によられないものに勅語がある。

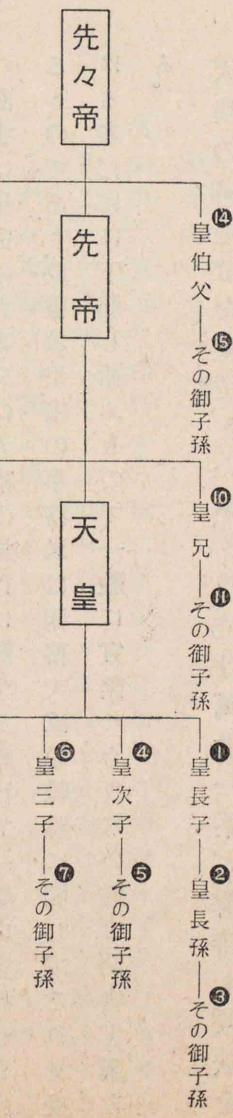
詔書は皇室の大事又は大權の施行に關する勅旨で、一般に宣誥せられるものであり、勅書は皇室の事務又は國務大臣の職務に關してこれを受ける者だけに下賜し給ふもので、一般に宣誥せられない點で詔書と異なる。

天皇の御地位を皇位といふ。皇位は萬世一系で、瞬時も曠缺を許さない。皇室典範第十條に「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚。シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と示されてゐる。これを皇位の繼承といふ。天皇は践祚後直ちに改元を行ひ給ひ、諒闇^{りょうあん}を過ぎた秋冬の交に、京都に

皇位繼承

於て即位の大禮と大嘗祭とを行はせられる。

皇位は祖宗の皇統で男系の男子が之を繼承され、その順位は皇室典範に定められてゐる。



天皇が御成年(満十八歳)に達せられない時、又は天皇が久しきに互らせられる御不例などによつて大政を親裁し給ふことの出来ない場合には攝政を置かれる。攝政は天皇の御名で大權を行はせられる。

攝政たるべき方は成年の皇族に限られ、その範囲及び順位は皇

攝政

室典範に定められてゐる。

皇室典範は皇室御一家の事を定めた法であるが、皇室と國家と同一體たる我が國では、憲法と相並んで國の根本法典である。

天皇の御一家を皇室と申し、天皇はその御家長で、皇族は御家族であらせられる。

皇族は太皇太后・皇后・皇太子・皇太子妃・皇太孫・皇太孫妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王の方々を申す。

皇子から皇玄孫までの男子を親王、女子を内親王、五世以下は男子を王、女子を女王と稱し奉る。

我が國は君臣の分儀として萬世に渝ることのないと共に、その關係は單なる權力服從にあるのでなく、國家全體が一大家族を形成して、皇室と臣民とは宗家と支家との關係に立つてゐる。これを國史の成跡に徴しても、歴代の天皇は臣民を赤子の如くに愛撫

皇室と臣民

皇室典範

皇室及び皇族

し給ひ、臣民はまた一身一家を顧みず皇室に奉仕し、上下相睦みて國運の隆昌を來したので、大正天皇の御即位禮の勅語に「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ」と宣はせられ、今上天皇陛下の御即位禮の勅語に「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ治ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我力國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト並ヒ存スヘキ所ナリ」と仰せられてあるのは、皆我が國體の精華をお示しになつたものである。我等は祖先の遺風を失墜することなく、常に忠誠を念として皇恩に報い奉ることを堅く心に誓はなければならぬ。

孝明天皇御製

すまし得ぬ水に我が身は沈むとも濁しはせじな四方の民草

大正天皇御製

としうぐにわが日の本のさかゆくもいそしむ民のあればなりけり

第五 國體と祭祀

我が國體と
祭祀

わが國は古來「神の國」と稱せられ、神を祭ることを以て治國の要道とし、「まつり」即ち神祇の祭祀は「まつりごと」即ち「政治」の根本で、所謂祭政一致であつた。現今毎年一月四日の政始の式には、先づ内閣總理大臣から神宮の神事を、宮内大臣から宮中に於ける神事を奏上するのは、即ちこの精神がそのまま傳へられてゐるに外ならない。明治天皇の御製に

ちはやぶる神のこころを心にてわが國民を治めてしがな

と仰せられてゐるのを拜しても、祭祀が我が國體に深い根ざしを有つてゐることが明かである。

敬神崇祖

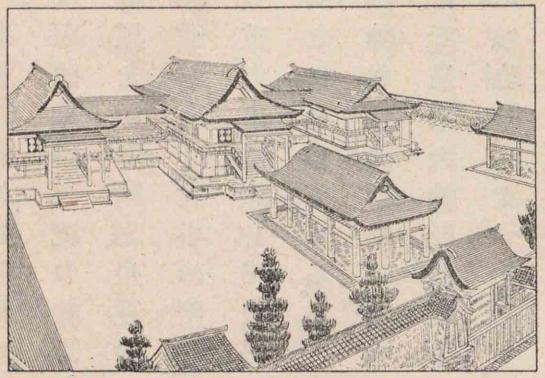
神として祀られる御靈を祭神といひ、その主なるものは、(一)皇祖の靈、(二)皇室・國家に勳功を樹て、國民の儀表とすべき偉人の靈、(三)國民の追慕する家々の祖先の氏神である。従つて敬神と崇祖とは密接不離の關係に立ち、神を崇敬することは報本反始の國民道德であり、忠孝の大道はこれによつて完らせられるのである。

神宮は伊勢神宮とも大神宮とも申し、天照大神を齋^{いづ}きまつる皇大神宮(内宮)と豐受大神を祀り奉る豐受大神宮(外宮)とを併せ稱する。

一般の神社に對しては、その祭神・由緒・沿革の異なるに應じて官幣社・國幣社・別格官幣社・府社・縣社・郷社・村社・無格社の格式が定められてある。

(一)官幣社(天社中社小社)

皇室と特に御關係が深いか、又は特に皇室の

神宮
神社とその
格式

殿 中 宮

御尊敬の厚い神社で、新年祭・新嘗祭・例祭に、宮内省から神饌幣帛料を供進せられる。

(二)國幣社(天社中社小社) 地方に關係の深かつた神を祀つたもので、新年祭と新嘗祭には宮内省から、例祭には國庫から神饌・幣帛料を供進せられる。

(三)別格官幣社

明治五年湊川神社の創祀と共に定められたもので、特に皇室・國家に功勞のあつた臣民を祭神とし、官幣社と同様の神饌・幣帛料を供進せられる。

(四)府社・縣社・郷社・村社 その土地の氏神・產土神などを祀つたもので、府社・縣社・郷社の例祭には府縣から、村社の例祭には市町村から神饌・幣帛料を供進する。

(五)無格社 社格のない神社をいふ。

宮中祭祀

祭祀の本義

皇室に於かせられては深く神を敬ひ祭祀を厚くせられ、宮中には天照大神を祀り給ふ賢所、御歴代の天皇並に皇后・皇妃・皇親の御神靈を祀り給ふ皇靈殿、天神地祇及び玉體守護の神々を祀り給ふ神殿があり、大小の祭祀が行はせられてゐる。さうして、皇室國家の重大事に際しては、必ず神宮及び宮中三殿に御奉告遊ばされることになつてゐる。

神武天皇即位の四年春二月、靈時まつりのにはを大和の鳥見山とみのやまに立てさせられて、皇祖天神を祭り給ひ、「我が皇祖みおやの靈みたま、天より降鑒くだりひかりて朕わが躬みづかを光ひらし助たすけたまへり。今諸の虜已もろいに平あめのしたぎ、海かい内うちに事無なしし。以て天神を郊ま祀まつりて大孝おやにしたがふことを申まべたまふべきものなり。」と仰せられた。祭祀の本義はこの詔によつて明かである。神を拜む心は畢竟我等が崇祖報本の情の發露であつて、國と家との本源に對する敬愛の至誠に外ならない。我等は祭祀が我が國體と深い關係を有する

第六 國憲と國法

國憲と國法

ものであり、敬神崇祖が國民道德の淵源であることを知つて、これを重んずることを忘れてはならない。

教育に關する勅語に「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と仰せられてある。國憲とは國家統治の根本法規で、皇室典範と大日本帝國憲法とを總稱し、國法とは國憲に屬するものを除く外、法律・命令など廣く國の法規を指していふのである。

皇室典範は帝國憲法と共に明治二十二年二月十一日に制定されたもので、皇位繼承・踐祚即位・成年立后・立太子・攝政・皇族など十二章六十二條から成り、外に明治四十年と大正七年とに公布された皇室典範増補があり、いづれも皇室に關する重要事項を規定した大法であるが、前に述べたやうに皇室と國家と一體となつて離れ

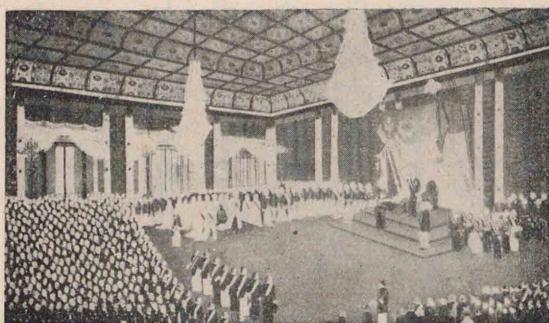
皇室典範と
憲法
大日本帝國

憲法制定の
由來

ない關係にある我が國では、皇室典範増補の上諭に「朕力子孫及臣民ヲシテ之ニ率由シテ懲ルコトナキヲ期セシム」と仰せられてゐる通り、憲法と相並んで國の根本法典たるものである。

大日本帝國憲法は天皇・臣民權利義務・帝國議會・國務大臣及樞密顧問・司法・會計・補則の七章七十六條から成つてゐる。

憲法發布の勅語に「朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕力祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス」と宣はせられた。我が國は古來天皇が國民を思ひ給ふ大御心の現はれとして夙に民意を重んじ給うたことは、聖德太子の十七條憲法に「夫レ事ハ獨リ斷ムベカラズ必ズ衆ト興ニ宜シク論フベシ」と仰せられたのに依つても明かであるが、これを完璧な成文として制定せられたことは、洵に明治天皇の廣大無邊な盛業と申し奉るべきである。



憲法發布式

明治元年三月十四日、明治天皇は五箇條の御誓文を宣し給ふにも、その第一に「廣々會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と仰せられて民意・公議に基づく政治を行はせられる御精神を明示し給ひ、その後着々之が準備は進み、明治八年には元老院を設けて立法の事に參與せしめられると共に、大審院を置いて最高の裁判權を掌らしめ、更に同十二年には府縣會を開き、遂に十四年に至つて、國會開設の勅諭を發し給ひ、「將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召し國會ヲ開キ以テ朕力初志ヲ成サントス」と仰せられた。かくて翌十五年に伊藤博文を歐洲に派遣して、各國の憲法制度を視察せしめ、その歸朝するや、宮中に制度取調局を

帝國憲法制定の本義

置いて憲法の起草を命ぜられた。同二十一年には新に樞密院を設け、元勳練達の士を顧問に任じて皇室典範・大日本帝國憲法の草案を諮詢せられ、天皇は親しく毎日臨御してその議事を聞召された。ついで二十二年の紀元節を下して和氣鬱々の中にめてたく之を發布され、同二十三年第一回帝國議會は開かれたのである。

憲法發布の上諭に「朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕力親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕力祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ興ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履践シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕力率由スル所ヲ示シ朕力後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム」と宣はせられ、又憲法發布の勅語に「朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ」

回想シ其ノ朕力意ヲ奉體シ朕力事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益、我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ」と仰せられたやうに、帝國憲法は臣民の康福を増進し其の懿德良能を發達せしめ、臣民の翼贊に依り興ニ俱ニ國家の進運を扶持せんことを望み給ふ大御心と、臣民が和衷協同して皇運扶翼の負擔を分つに堪へることの御信賴とから欽定遊ばされたものである。苟くも日本國民たる者は大御心の有難さに感激すると共に、常に憲法を尊重し、厚き聖旨に對へ奉らなくてはならない。

國家統治の根本法規として憲法を定め、憲法に基づいて行ふ政治を立憲政治といふ。立憲政治には次の特色がある。

(一) 法治主義　國法によつて臣民の權利義務を定め、法に基づかないで濫りにこれを侵されることのないこと。

(二) 三權分立 統治権の作用を立法・司法・行政の三権に分け、それぞれ獨立の機關によつて分擔させて、各機關は互に相侵すことのないやうにすること。

(三) 代議制度 國政に參與させるため、國民の代表者を以て議會を組織すること。

この制度は最も進歩した政治方式として現今の文明國は殆ど皆これを採つてゐる。

我が國の立憲政治は、たとへその形式に於ては西洋立憲の制を採つたとはいへ、實質に於ては我が國獨得のもので、その主なる點を擧げれば次のやうである。

一 帝國憲法は、外國の場合のやうに國民の強要または君民の協議によつて成つたものではなく、専ら天皇の叡慮によつて制定あそばされた純然たる欽定憲法である。されば憲法の或

我が國立憲
政治の特色

條章を改正するには、その議案を帝國議會の議に付するが、發議は一に勅命によるのである。

二 憲法に規定してゐる臣民の權利義務は、一に天皇が祖宗に承け給うた國家統治の大権によつて附與せられ保障せられたところである。

三 帝國憲法は、立憲政治の本旨に従つて三権分立の制を採つてゐるが、統治権そのものは天皇の總攬し給ふところである。即ち立法権は帝國議會の協贊を以て天皇、これを行ひ給ひ、司法権は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ひ、行政権は國務大臣の輔弼によつて天皇、これを行ひ給ひ。司
關をしてこれを行はしめ給ふのが我が國立憲政治の要諦である。

臣民の權利義務は帝國憲法に認められてゐる。

臣民の權利
義務

臣民の憲法上の重な権利は自由權と參政權である。

(一) 自由權 日本臣民は、

- (1) 法律の範圍内で居住・移轉・言論・著作・印行・集會・結社の自由を有する。
- (2) 法律に依るの外、逮捕・監禁・審問・處罰を受けることがなく、住所に侵入・搜索されたり、信書の秘密を侵されたりすることがない。

- (3) 安寧秩序を妨げることなく、臣民たるの義務に背かない限りにおいて、宗教の自由を有つてゐる。

- (4) 法律の定めた裁判官の裁判を受けることが出来、又相當の敬禮を守り國法に定められた手續に依つて請願をすることが出来る。

- (5) 法律によつて公益の爲に必要な處分を受ける場合の外、その所有権を侵されない。

(二) 參政權 一定の資格に應じて均しく文武官に任せられ、また各種の議員を選舉し、若しくは選舉されることが出来る。

次に、臣民の二大義務として憲法の明示してゐる兵役と納稅と

は、兵力・財力の基礎として國家の存續發展の上に缺くべからざるものであるから、國民は常に法規の示す所によつて忠實にその義務を果さなければならぬ。

同一の政見政策を有する者が集つて、その政見政策の實現を圖る爲に組織した政治團體を政黨といふ。政黨は輿論の代表者として國利民福を圖るべきもので、國家の爲に至誠事に當るか否かが國民の政黨に對する信賴の分岐點であり、たゞ黨利黨略に走り、又は感情に驅られて國家の前途を忘るゝ如き弊に陥つてはならない。近來政界淨化の聲が高く、國民一般も漸く之を自覺するに至つたのは喜ばしいことである。

公共の安寧幸福を圖る爲には、各人の行爲に規範となるものを必要とする。これが爲に道德・習慣・宗教的儀禮などが存在してゐるが、就中國家の秩序を維持する爲に制定したものを國法といふ。

國法の種類

國法は種々の標準によつて分類される。

- (一) 公法と私法 治者と被治者との關係を規定したものと公法といひ、國民相互の權利義務關係を規定したものと私法といふ。憲法・行政法・刑法・訴訟法などは前者に屬し、民法・商法などは後者に屬する。
- (二) 成文法と不文法 文書の形式によつて制定されたものを成文法といひ、社會の慣習がそのまま國法としての效力を認められてゐるものと不文法といふ。不文法は又慣習法ともいひ、商業上の取引などには慣習法の行はれることが多い。

法律命令

我が國の成文法は憲法・皇室典範のやうな國家の基礎法を除いて、これをその制定の形式によつて法律と命令とに分ける。法律は帝國議會の協賛を經、天皇の御裁可によつて成立し、官報に載せて公布せられる國法であり、命令は帝國議會の協賛を要しない國法で、これに天皇みづから發し給ふものと、天皇の委任により行政官廳の發するものとがある。前者を勅令といひ、後者は官廳の種

類によつて閣・令・省・令・府・縣・令・警・視・廳・令などといふ。

法と道德

聖人ノ治ハ德ヲ
以テ化民ノ本ト
爲シ、刑ハ特ダ
以テ其ノ及バザ
ル所ヲ輔クルノ
ミ(朱熹)

法は國家生活に必要な最低限度の規定を定めたに過ぎないが、道徳的規範は人間生活の全般に亘つてゐる。随つて法に背いた行爲は必ず道徳に違反するが、法に合致した行爲のすべてが、必ずしも道徳的行爲といふ譯にはゆかない。要するに德は法の根本であり淵源であつて、法の根據は常に道徳によつて支持せられ、法の規定も運用も、一に道徳の力によつて律せられる。随つて法が眞によく遵守されるか否かは、一に懸つて國民の道徳的信念の強弱如何に基づくものである。

第七 帝國議會

帝國議會は民意を代表する議員が國の立法に參與し、兼ねて豫算の協賛その他間接に行政を監督する等の任務を有する憲法上

帝國議會

立法の意義

の機關である。



元來立憲政治は民意を重んじ人民をして立法に參與せしめる政治で、帝國議會を立法府と稱するが、しかし、帝國議會には自ら法律を定める權限はなく、その制定に協贊することを重要な任務とする。即ち我が國に於ける三權分立は統治權の分立てなく、政府も裁判所も議會も親政輔翼の機關に過ぎず、帝國議會は天皇の御親政を國民をして翼賛せしめ給はんが爲に設けられたものであり、従つて我が國の法はいづれも天皇の御稟威に淵源せざるものはないのである。

二院制度

帝國議會は貴族院及び衆議院の兩院から成り、兩院の議決が一致して初めて帝國議會の議決が成立する。これを二院制度といふ。

貴族院は貴族院令により皇族・華族及び勳功學識ある者、帝國學士院會員・多額納稅者から勅任せられた議員を以て組織される。貴族院令は貴族院議員の資格を次のやうに定めてゐる。

- (一) 皇族議員 皇族男子の成年に達せられた方全部。任期終身。
- (二) 公侯爵議員 滿三十歳に達した公侯爵。任期終身。
- (三) 伯子男爵議員 滿三十歳に達した伯子男爵で同爵中から一定數を限つて選舉せられた者。任期七年。
- (四) 勅選議員 國家に勳勞あり又は學識ある満三十歳以上の男子で特に勅任せられた者。任期終身。
- (五) 帝國學士院會員議員 滿三十歳以上の男子で、帝國學士院會員たる者が互選により當選して勅任せられた者。任期七年。

(六) 多額納稅者議員 満三十歳以上の男子で、北海道及び各府縣において土地或は工業・商業について多額の直稅國稅を納める者百人中から一人又は二百人中から二人を互選し、當選して勅任せられた者。

任期七年。

衆議院は衆議院議員選舉法によつて選舉せられた議員を以て組織される。議員の定數は四百六十六人で任期は四年である。

衆議院議員は北海道・各府・縣をそれべく若干の選舉區に分け、各選舉區毎に三名乃至五名を選出することになつてゐる。選舉は市町村會議員の場合と同じく單記・無記名式であり、その當選は有效投票の總數を選舉區内の議員の定數で除して得た數の四分の一以上の得票があつて、多數を得た者から順次これを定める。

衆議院議員選舉法によれば、年齢二十五歳以上の帝國臣民たる男子で六箇月以上同一市町村に居住する者には選舉権があり、年

議員の選舉

普通選舉制度

選舉と國民

齡三十歳以上の帝國臣民たる男子には被選舉権があるのを原則とする。即ち現在では選舉権が納稅額によつて制限せられない所謂普通選舉制度である。

かやうにして選出された議員は、國民の代表として衆議院を組織する。通例これを代議士といふのは、全國民に代つて重要な國務に參與する意味である。されば代議士たるものは、決してその選舉區や選舉人の代表ではなく、隨つて地方的利益の爲にもしくは選舉區の委嘱等に依つて事をなすべきではない。議員の選舉はいふまでもなく公務であつて、選舉権は國民の權利であると共に義務であり、國民の參政權は主として議員の選舉を通じて行使せられるのであるから、國民は深くその本旨を辨へ、權勢に壓迫されたり、利欲に誘はれたり、或は情實因縁に動かされたりするやうなことなく、よく議員候補者の人物に着眼し、その人格・識見・主義・經

歴等を考へ、公明正大な國家的見地に立つて、この貴重な権利の行使に當り、以て立憲國民としての義務を盡さなければならぬ。憲法の規定により議會は毎年召集せられる。これを通常議會といひ、會期は三箇月である。もし臨時緊急の必要あるときは、臨時議會を召集せられることがある。なほ衆議院解散の場合は、解散の日から五箇月以内に次の議會を召集せられることになつてゐる。

議員が各院に參集して議會が成立すれば、勅命により期日を定めて開會を命じ、開院式を行はせられる。議會としての行動はこれから始まる。會期が終れば閉院式が行はせられ議會の閉鎖を命ぜられる。これを閉會といふ。

議會と政府の意見が衝突した場合などに、勅命を以て議會の議事を一時中止せられることを停會といふ。また衆議院の意見が

開會 閉會

停會

召集

議會の活動

解散
議事法帝國議會の
權限

眞に國民の輿論を代表するか否かが疑はしい場合等に、任期満了前に衆議院議員全部の資格を喪失せしめられることを解散といふ。衆議院が解散すれば貴族院は停會となる。

議事を開く爲には、各議院共その議員總數の三分の一以上の出席を要し、議決は出席議員の過半數を以て決し、可否同數の場合は議長の裁決による。會議は公開を原則とするが、政府の請求又はその院の議決によつて秘密會にすることもある。

帝國議會の有する權限は次の通りである。

(一) 立法に關する權限

- (1) 憲法改正案並に法律案に協賛すること。
- (2) 緊急勅令に承諾をなすこと。協賛は事前の翼賛で、承諾は事後の翼賛をいふ。

(二) 財政に關する權限

- (1)豫算案に協賛すること。

(2) 豊算の款項に超過し又は豊算外の支出に對して承諾をなすこと。
(3) 起債又は豊算以外の國庫負擔となるべき契約に對して協賛すること。

(4) 財政上の緊急處分に對して承諾をなすこと。
(5) 歳出入の決算を審査すること。

更に兩議院は各單獨に次のやうな權限を有する。

- (一) 議院の意思を天皇に上奏する權。
(二) 議院の意思を政府に建議する權。
(三) 政府に質問する權。
(四) 臣民の提出する請願書を受理する權。

第八 政府 樞密顧問

國務大臣

國務大臣は天皇を輔弼してその責に任ずる憲法上の機關であ

る。輔弼とは國務について御諮詢に應へ、進んで意見を奉ることであり、國務に對する大權の行動に對して國務大臣は一切の責に任ずるのである。

總べて法律・勅令其の他國務に關する詔勅は國務大臣の副署を要する。副署とは天皇の御名に副へて署名することで、大權の行使が當該國務大臣の輔弼によつて行はれたことを表明する形式である。

憲法上の輔弼機關たる國務大臣は、同時に内閣總理大臣又は各省大臣として行政各部の事務を統轄する機關である。各省大臣でない者も特に勅旨によつて國務大臣たるの地位を與へられることがある。所謂無任所大臣である。

宮内大臣及び内大臣は宮内官であつて、國務大臣とはその性質を異にする。

内閣

國務大臣を以て組織する合議制の機關を内閣といふ。國務大臣は大權輔弼の責に任ずると共に各省大臣として各主管の事務を有するから、閣議に附せられる事項もこの双方の職務が包括されてゐる。

閣議に附する主な事項は次のやうなものである。

- (一) 法律案及び豫算・決算案。
- (二) 外國條約及び重要な國際條件。
- (三) 官制又は規則及び法律施行に關する勅令。
- (四) 諸省間の主管權限の爭議。
- (五) 天皇から下附され又は帝國議會から送致する人民の請願。
- (六) 豫算外の支出。
- (七) 勅任官及び地方長官の任免・進退。

樞密顧問

樞密顧問は天皇の御諮詢に應へ、重要な國務を審議する憲法上の機關である。樞密顧問は國務大臣とその性質を異にしみづか

ら進んで意見を上ることなく、たゞ御諮詢に應じ合議體として意見を奉答するだけである。隨つて直接施政に干與することはない。

樞密顧問は樞密院を組織する。樞密院は議長・副議長各一名、顧問官二十四名から成る。いづれも年齢四十歳以上で、元勳練達の人から親任される。國務大臣はその職權上顧問官たる地位を有し、議席に列して表決權を有する。

樞密顧問に御諮詢になる主な事項は次のやうである。

- (一) 憲法の條項又は憲法に附屬する法律勅令に關する草案及び疑義。
- (二) 戒嚴の宣告、緊急勅令、緊急財政處分及び罰則の規定ある勅令。
- (三) 列國交渉の條約及び約束。
- (四) 皇室典範に於て樞密顧問の諮詢に附すべきことを規定してゐる事項。

行政とは立法・司法及び憲法上の大權事項を除いた殘餘の政務

行政官廳

官治行政と自治
行政

をいひ、その組織には二種ある。即ち勅令を以て官制を定めて行ふ官治行政と、法律を以て公共團體を組織させ、團體自身に行政を行はせる自治行政とが是である。

官治行政を行ふ機關を行政官廳といふ。行政官廳は天皇に隸屬し一定の行政事務を處理する機關である。

行政官廳には中央官廳と地方官廳とがある。

(一) 中央官廳はその權限が全國に及ぶもので、内閣・内閣總理大臣・各省大臣等、普通に所謂政府をはじめ、行政裁判所・會計検査院等が之に屬する。

(1) 内閣 合議制行政官廳として、都市計畫の認定、各省間の主管權限に關する爭議の裁決等の職權を有する。

(2) 内閣總理大臣 國務大臣の首班として内閣を統一する外、行政官廳として各省大臣の主管に屬しない行政事務、例へば恩給・統計・賞勳等

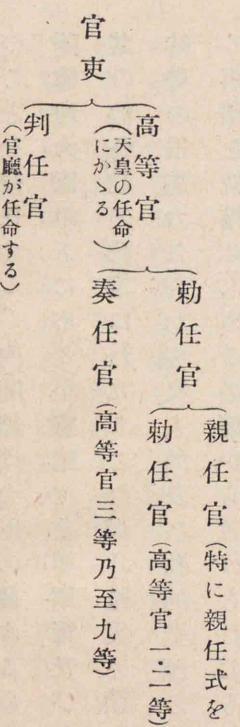
- のことを擔任する。内閣總理大臣の發する命令を閣令といふ。内閣總理大臣の下にある企畫院は、重要國策及び其の豫算の統合調整其の他各般の政策にわたり、これが具體案を積極的に調査樹立して、時勢の推進力たらしめ、又人的及び物的資源の統制運用計畫に關する事項を統轄せしめる必要から設けられたものである。
- (3) 各省大臣 國務大臣として内閣に列する外、單獨制の最高行政官廳として各行政事務の一部を擔任し、その主管事務につき下級官廳を指揮監督する。各省大臣の發する命令を省令といふ。現行官制では行政各部は内閣及び内閣總理大臣の權限に屬するものゝ外、外務・内務・大藏・陸軍・海軍・司法・文部・農林・商工・遞信・鐵道・拓務の十二省に分たれてゐる。
- (4) 行政裁判所 行政官廳の違法處分によつて權利を侵害されたと思ふ者が、その處分の變更又は取消を請求する訴訟を審判する合議制の行政官廳である。
- (5) 會計検査院 國家の歲入・歲出の決算を審査し、官金の收支、官有物・國

債に關する計算を検査して會計事務を監督する合議制の行政官廳で、天皇に直隸し、國務大臣に對して特立の地位にある。

(二) 地方官廳はその權限が一地方に限られてゐるもので、府縣知事・北海道廳長官・警視總監・樺太廳長官・朝鮮總督・臺灣總督・滿洲國駐劄特命全權大使・南洋廳長官等がこれに屬する。

官廳を構成し又はその補助機關となつて國家の事務を擔任する者を官吏といふ。

官吏には文官・武官の別があり、文官にはまた行政官・司法官の別がある。更にすべてに通じて任免の形式から次の階級がある。



官吏は天皇に對し奉つて特別の關係に立つ上から幾多の義務を負うてゐる。即ち(一)職務に忠實であり、(二)上司の命に服し、(三)官の秘密を嚴守し、(四)官吏たるの品位を保ち、(五)擅^{ほじま}に私職に就き商業を營んではならないことなどである。

官吏には又特別の權利が與へられてゐる。即ち(一)俸給・恩給等を受け、(二)事由なくして濫りに官職を奪はれる等のことがない。我が肇國の大義をたづね、國史の跡をたどるに、そこに見出されるものは和の精神である。和によつて我が國は生成發展しつゝあり、國家諸般の刷新改善も亦これによつて生み出される。朝野公私、一に和を以て本とし、互に固執して對立するやうなことなく、各その分をつくしてこそ、我が國に於けるすべての進歩發展は遂げられるのであり、殊に我等の日常生活に密接な關係ある治安の保持、各種災害の防止、進んでは公益の増進等に關する行政は、官公

吏の努力に對し、國民が進んでこれと提携し、その使命の達成に協力することは當然の義務といはなければならぬ。

元來警察は法令に基づいて國民生活の治安を保持し、公衆の福利を保護するがその本務で、必要によつては國民に對して命令・強制の權を行ひ、又はその自由を拘束することもあるが、しかしその精神はどこまでも公衆の擁護を主眼とするのであるから、國民はよく警察本來の意義を理解し、警察官と協力してその職務の圓滑な進行を助長しなければならぬ。治安の保持も、災害の防止も、公益の増進も、國民一般の注意と協力とを俟つて始めてその效果を挙げ得べきものである。

第九 裁判所

國法を犯し又は權利を侵害する者のある場合に、國家がこれを裁判して、或は處罰し或は權利の恢復を圖ることを司法といひ、かやうな統治權の作用を司法權といふ。

司法を嚴正公平に行ふが爲には、司法權を立法權及び行政權から獨立せしめ、他からの不當な干渉や拘束を排除しなければならぬ。帝國憲法第五十七條に「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」とあり、裁判官が司法權行使するには唯法律に遵由する外、何等の掣肘を受けず、自己の信ずる所を以て審判する權能を有する。さうしてこの原則を實行する手段として憲法は裁判官の地位を保障する。即ち裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外、その意に反して職を免ぜられることがない。

裁判所

司法裁判所は區裁判所・地方裁判所・控訴院・大審院の四階級に分れてゐる。區裁判所は判事一人の單獨裁判。地方裁判所と控訴院とはそれべく三人、大審院は五人の判事の合議裁判制になつてゐる。

軽微な事件は區裁判所を第一審、地方裁判所を第二審、大審院を終審の裁判所とし、その他の事件は地方裁判所を第一審、控訴院を第二審、大審院を終審の裁判所とする。第一審の判決に不服な者は上級裁判所に控訴し、控訴審の判決に不服な者は更に大審院に上告することが出来る。かやうに三審制を採つたのは、事件の審理を慎重にして國法の解釋適用を誤らないやうにする爲である。

裁判所には公證人が附屬する。公證人は人民の委託によつて公正證書を作成する。辯護士は辯護士會に屬し、官命により又は人民の委託を受けて訴訟事務を行ふ。

辯護士
公證人

檢事局

各裁判所に檢事局を附置して定數の檢事を置く。檢事は刑事事件について犯罪を搜索し、公訴を提起し、法の適用を請求することを主な任務とする。檢事は行政官であつて、その職務の執行に關しては上官の指揮・監督を受け、裁判所に對しては獨立の地位を有してゐる。

訴訟

裁判上の手續を訴訟といひ、民事訴訟と刑事訴訟とに分れる。

- (一) 民事訴訟 私法上の権利の保護を目的とする裁判上の手續を民事訴訟といふ。その手續は訴訟の提起即ち原告が訴状を裁判所に提出することによつて始まり、口頭辯論・證據調査を経て充分の審理を遂げた後、判決が下される。
- (二) 刑事訴訟 國家の安寧秩序を^{ささ}いた犯罪行爲に對して刑罰法規を適用する手續を刑事訴訟といひ、犯罪搜査の終つた後、檢事が原告となつて公訴を提起する。裁判所は檢事の起訴

に基づき、被告の訊問・證據調等によつて事實の眞相を明かにし、檢事の論告、辯護士の辯論を経て判決を下すのである。裁判所のこの手續を公判といひ、公判はこれを公開するを以て原則とする。

地方裁判所を第一審とする事件に豫審といふ制度がある。これは檢事の起訴に基づき、豫審判事が被告人の訊問・證據調などにより、その事件を公判に附すべきか又は免訴すべきかを決定する爲のものである。

私權に關する争ひのある場合に、裁判所は訴訟の手續に據らないで当事者の申立によつて調停に任ずる。調停は裁判でないから、当事者双方の互讓に依つて圓満な解決を見ることが出来る。現今調停の認められてゐるものに、借地・借家調停法・小作調停法・商業調停法等がある。

一般國民を裁判手續に參加させる制度がある。これを陪審と

豫審

調停

陪審

いふ。これ實に司法權の作用に民意の參加を認めたもので、民意に適つた公正の裁判を行はうとの趣旨に外ならない。

現行法では地方裁判所を第一審とする刑事事件に限つて陪審に附せられる。故に死刑又は無期の懲役・禁錮にあたる事件は當然陪審に附せられるが、また長期三年以上の有期の懲役・禁錮にあたる事件で地方裁判所の管轄に屬するものは、被告人の請求ある場合に陪審に附せられる。

陪審員の資格は帝國臣民たる三十歳以上の男子で、引續き二年以上、同一市町村内に居住し、引續き二年以上直接國稅三圓以上を納め、且讀み書きをなし得る者なることを原則としてゐる。

昭和三年十月一日、陪審法施行の日、天皇陛下は、大審院・東京控訴院・東京地方裁判所に行幸になり、親しく法廷をみそなはせ給うて、「司法裁判ハ社會ノ秩序ヲ維持シ國民ノ權義ヲ保全シ國家ノ休戚

之ニ繫ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ會ス一層恪勤奮勵セヨとの勅語を賜はつた。裁判は公正をその精神とする。立憲政治に於て司法を行ふ機關を設け、その手續は一に法律によらねばならぬことになつてゐるのは、社會の秩序を維持し、國民の權義を保護する主旨に基づいたものであつて、裁判の任に當る者が夙夜聖旨を服膺すべきは言ふまでもなく、一般國民が司法に協力することは其の重大責務の一であつて、陪審員として裁判に參與し、證人・鑑定人として司法を公正ならしめ、調停委員として爭議の穩便なる解決に努め、又は司法保護事業の發達に協力することは、又以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉る道であるから、司法權の公正なる發動に對しては、我等は進んで其の務を盡すべきであつて、決してこれを嫌避するやうなことがあつてはならない。

第十 國政の運用と我等の責務

國運の隆昌
と政治

「清き一票明るい日本」——選舉が公正に行はれ、議員がその職責を全うすることは、國民が國家統治の作用を翼賛し、國運の隆昌に貢獻する道であつて、正しい政治はこゝに始まり、明るい日本はここに生れる。若し國民が選舉を輕視し、選舉權を抛棄したり、濫用したりするやうなことがあれば、議會を通じて真正の民意を反映せしめることは不可能となり、立憲政治はいはゆる衆愚政治に墮落して、その弊の趣くところ測り知るべからざるものがある。

立憲政治は民意を尊重し輿論を基調とする政治であるから、輿論を代表する團體としての政黨が生れる。政黨員は國家社會の全局の上に立つて政綱政策を確立し、具體的方法を調査して、その言動を公明正大にし、國民は正しい政治的識見を養つて、不正な宣

以和爲貴、無^キ
作^{コス}爲宗。人皆
有^{リテ}レ黨、亦少^シニ達者[。]
是以^テ或^{ハシテ}不^レ順^ニ君[。]
父^一乍^チ達^ニ子^ニ隣^リ。
然^レトモ上^ギ和^シ下^ギ睦^ニ諸^ニ
於^{アラムニ}論^ビ事[、]則^チ事[。]
理^ヲ自^ラ通^ス。何^カ不^レ
成[。](十七條憲法)

違法の精神

傳や情實利害の誘惑に迷はされず、優良達識の士を選出し、常にその政策の實行を督勵することに努めなければならぬ。かくして憲政の發達は火を賜るよりも明かである。

立憲政治に於ては、政治に參與する者の間に、常に和衷協同の意思が存在しなくてはならぬ。「和ヲ以テ貴シト爲ス」とは立憲政治の大原則である。自らをのみ正しとし他をことぐく非と断じ去る獨善的態度は徒に政争を繁くするのみであつて、決して立憲的といふことは出來ない。我等は深く立憲政治の本義を辨へて、これが運用を圓滑ならしめ、以て立憲帝國の臣民たるに恥ぢないことを期すべきである。

國法は國家の秩序を維持し國利民福を増進する爲に設けられたもので、國法を遵守することは法治國民として當然の義務である。たとへ法に不當不備な點があつても、それを理由として法を

破るやうなことは絶對に許されない。又、たとひ或種の國法が、時勢の進歩によつて不必要に歸するやうなことがあつても、それが廢止されない間は、國民としてこれに服従する義務がある。

國法に背けば制裁が加へられる。しかし制裁を恐れて已むなくこれに服従するといふやうな心懸であつてはならぬ。國法に遵ふことは、國民生活を完うし、國家の進運に貢獻することであつて、我等は衷心から之を遵奉するやうにしなければならぬ。殊に今日立憲治下にある我等國民は、國家の重要な立法に參與することを許されてゐるのであるから、國法を尊重することは即ち自己を重んずる所以である。

これを要するに、國家の政治に參與する議員を選舉するのも、議員となり官吏となつて公務に從事するのも、裁判官となり陪審員となつて公の裁判に參與するのも、等しくこれ皇運を扶翼し奉る

道である。我等は國の礎^{いしやま}ゆるぎなきわが帝國に生を享けたことを感謝し、祖國發展のため、終始一貫、奉公の誠をつくさなければならぬ。

下

篇

第一 國民生活

我が國民生
活

古典の傳承するところによれば、我が國土は伊弉諾尊・伊弉冉尊の生み給うたもので、我等と同胞の關係にあり、我が國民は我が國土と生命を同じくしてゐる。この本を一つにする和合一體の精神は、政治上・社會上の制度の變遷にも拘らず、我が國民生活を一貫して、義は君臣にして情は父子といふ君民和合の一大家族的國家生活を成してゐるのである。

個人の特色はその個性に根ざし、國家の特色は其の國民性にもとづく。我等の個性は我等の生得とその習得とから成るやうに、我が國民性は祖先から遺傳して來た我が國民固有の性情が其の

我が國民性
活と國民性

生活する國土の影響を受け、それに順應すべき國民生活の状態及び歴史的事実によつて訓練されて、その總計が現在の我が國民性の内容を作つて居るのである。

山鹿素行は、中朝事實に「中國の水土は萬邦に卓爾し、人物は八紘に清秀なり」と述べてゐる。我が國民が溫順で、自然を喜び、光明を愛し、淡泊で、清潔を尚び、瀟洒を好み又現世的・樂天的であるなどは、その生活する國土からの影響によることは何人も異議なき所である。しかしその反面に依頼心が多く、感情的・姑息的であり、規模が狹小で、熱し易く冷め易く、沈思熟慮の風に乏しいなどの短所もある。

我等の個性が或は自然の感化により、或は境遇の影響により、或は教育の力により、或は自己修養の効によつて動かされるやうに、國民性も國民生活による訓練によつてその發達を助長すること

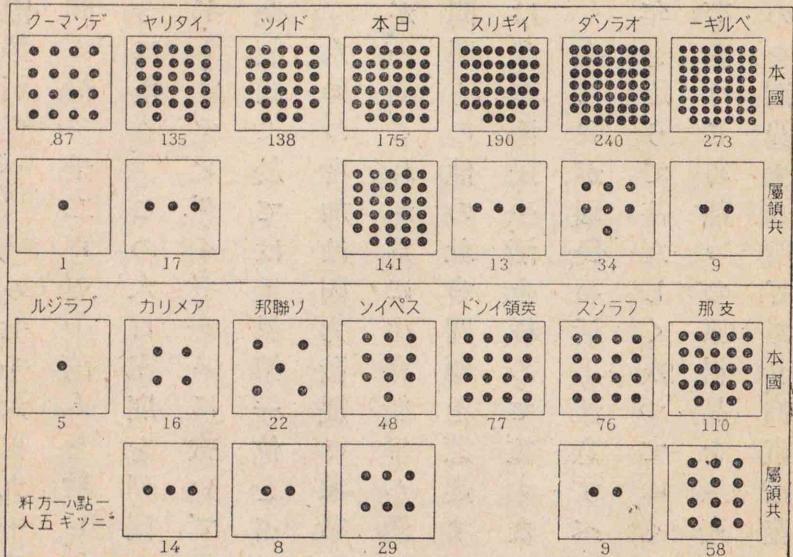
が出來る。我等は宜しく

我が國民性の長所を自覺してこれが長養存續を圖ると共に、短所は大いに反省してその矯正改善に努め、大國民たるの資質を育成しなければならない。

我が國の領土は面積六十七萬五千百十四方秆(東關州租借地・南洋群島委任統治地を加へて六十八萬一千〇十六方秆)人。

口は第四回國勢調査(昭和十一年)によれば九千九百四十五萬人で、これを第一回

國土と人口



度 密 口 人 國 列

國勢調査(大正九年十月一日)の七千六百九十八萬八千餘人に比べると、十五年間に約二千二百五十萬人を増し、毎年約百五十萬人を増加する割合になる。この人口密度を列國と比較するに内地に於てはベルギー・オランダ・イギリスに次いで世界第四位にあり、屬領を加へた全版圖に於ては世界第一位を占めてゐる。

人口の増加は國力發展の象徴として甚だ喜ぶべき現象であるが、一面これが爲に生存競争が激烈となり、生活の困難を來し、食糧問題その他の社會問題を惹起すやうになる。さればこれが解決は我が國民生活上極めて重大な事に屬する。

次に我が國民生活上注意すべきことは、農村と都市との懸隔が年を逐うて甚だしくなつてゆくことである。元來、農村は米穀・蔬菜をはじめ種々の原料品を生産すると共に都市で加工されたものを消費する所であり、都市は農村の生産力に依頼して工業品の

農村と都市

生産に從事すると共にそれを全國に配給する所である。隨つて農村が疲弊すれば都市は原料の供給不足を來し、都市が疲弊すれば農村はその生産物の過剰を來す譯で、農村と都市とは互に依存して共存共榮の關係にある。

近時農村の經濟的窮迫が指摘される。これが根本原因は人口の増加に伴つて一人當りの生産額が漸次減少するに至つたことにある。隨つてその對策として科學や經濟學の理法を應用し、技術的方面の改善に意を用ひて生産力の增加を圖ると共に、生産費を低下し、販賣を有利にすることを研究しなければならぬ。それと共に農村の將來を擔ふ青年子女が自己の本領を自覺して、眞面目に熱心に農村の振興を圖ることが第一の急務である。

近代文化の粹を萃めてゐるのは都市である。しかしこゝにも亦幾多の缺陷と弊害とを藏してゐる。災害・疾病の多いことがそ

農村の振興

都市の改善

の一である。これが爲には上下水道の完備、塵埃の處分、公園の美化、建築物の取締、交通機關の統制などが實行されなければならぬ。生存競争が激しくて、爲に貧富の懸隔の甚しいこともその一である。これが爲には職業紹介所・公設市場・市営住宅・託児所・慈善病院などの社會政策的施設が必要である。

我等は農村の振興を圖ると共に、都市の有つてゐる缺陷の除去に努め、進んで改善の實を擧げて、眞に住みよい働きよい所としなければならぬ。

健康が我等に取つて貴いものであると同様に、國家に取つて大切であるのは國民の保健である。殊に近來やゝもすれば國民體位の低下を憂へつゝあるわが國の實情に鑑み、近時國民體位の向上が叫ばれ國民體育運動の必要が唱へられるのは、洵に喜ぶべきことである。

國民保健

國民體育の目的は國民全體としての體位の水準を高め、國民をして健全有爲なる資質を備へしめ、以て國力の基礎を培ふにある。體育には競技・遊戯・體操等があり、それゝ特色を有するが、これらは須らく年齢に應じ體質を辨へ、個性・境遇等を考慮して、適切にこれを選擇實施すべきである。

現在の日本人は歐米人に比して一般に短命であるが、これは國民保健の徹底によつて改善し得る。歐米に於ても前世紀の初頃までは一般に短命であつた。今日、文化の進歩と共に經濟上の壓迫や不健康な刺戟は加はつたが、學問の進歩と富の増加とにより衛生施設が完備した爲、死亡率は餘程低下した。

人の一生で最も死ぬことの少い年齢は十二・三から四十歳位までの間で、この期間は最も人間の活動力が盛な時であるが、ちやうどこの期間を狙つて人命を襲ふのが結核である。他の病氣は多く幼少の時か又は

國民體育

社會問題

傳染病豫防法

故に傳染病豫防法が設けられて、コレラ・赤痢(疫痢を含む)・腸チフス・パラチフス・發疹チフス・デフテリヤ・ベスト・猩紅熱・疱瘡流行性腦脊髓膜炎の十種を法定傳染病とし、防衛の方法を定められてゐる。この外、肺結核・癩・トラホームなどは恐るべき傳染病であるから、結核豫防法・癩豫防法を設けて、これが豫防と撲滅とを期してゐる。

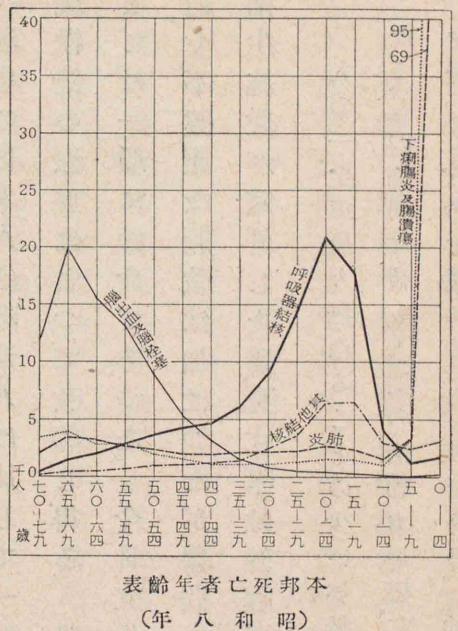
現状の社會組織を改善し、社會生活の向上を圖らうとして種々の思想が次から次へと唱へられ、殊に世界大戰前後からは益々思想の混亂が甚しくなり、いはゆる思想問題なるものが發生した。

社會問題は思想問題と密接に聯關して、主として經濟生活の不安が中心となつて有產者と無產者との間に生ずる問題を總稱していひ、これに勞働問題・失業問題・小作問題・婦人問題などがある。

公衆衛生

人口が稀薄で交通が頻繁でなかつた昔は、一人の病氣が公衆に影響することも少かつたが、今日では一人の非衛生から生じた害毒が社會に及ぼす影響は實に恐るべきものがある。故に我等は個人衛生を守るのみならず、深く公衆衛生に注意せねばならぬ。

公衆衛生として最も重要なことは傳染病に關する注意である。



老齢になつて罹るのである。が、結核だけは青壯年者を狙ひ打ちするのである。この點で遺族の被害、延いて國家の被害は、他の病氣と比較にならぬ程大きい。國民保健上大いに注意すべきことである。(「日本國勢圖會」昭和十年版による)

模な工場工業の勃興を見るやうになつた。その結果、手工業者の徒弟は殆ど機械工業の職工と化し、低廉な賃銀を以て働くことになつて、こゝに多數の労働者階級が出現するに至つた。

かくして經濟的地位の薄弱なことを自覺した労働者は、相互の利益を擁護する爲團結の力を以て企業家に對抗してその雇傭條件を改善し、經濟的・社會的地位の向上發達を圖らうとする。これを稱して労働問題といふ。

(二)失業問題 財界不況の爲、生産減少を圖るには企業家は先づ労働者の解雇をする。こゝに失業問題が生ずる。殊に人口の過剩に加へて世界大戰後に於ける經濟界の世界的不振は、所謂失業者洪水時代を出現し、同時に知識階級の就職難問題を惹起した。

(三)小作問題 地主對小作人は、畢竟企業家對労働者と同様な利害關係に立つてゐて、農村問題中最も憂ふべきものである。

(四)婦人問題 文化的進歩に伴うて婦人の自覺が促され、女子も男子と同様に待遇されたいといふ要求から起つた問題で、その主なものは次の四つである。

一、現在男子だけ有つてゐる參政權を婦人にも與へよといふ主張。
二、男子と同様な労働を求める、隨つて男子と同等の俸給賃銀を與へよとの要求。

三、母としての重大な任務を有することから、特別の保護を與へよといふ希望。
四、男子と同様に高等教育までも受け得るやうな制度を定めよとの要求。

以上の社會問題を解決する爲、國家又は公共團體が社會の現状を急に變革することなしに、主として立法・行政の手段によつて社

會的・經濟的に弱い人々を保護救濟しようとする方策を社會政策といふ。

現在我が國で實施されてゐる社會政策としては、(一)勞働問題に對しては工場法・工業労働者最低年齢法・労働者災害扶助法・健康保険法・勞働爭議調停法などを制定し、(二)失業問題に對しては職業紹介法・入營者職業保障法などを設け、(三)小作問題に對しては小作調停法・自作農創設維持補助規則などがある。

なほ租稅制度に於て相續稅の制を設け、又多くの租稅に於て累進課稅即ち財產や所得の多い者ほど税率を多くする課稅の方法を探つてゐることなども、社會政策の一である。

社會政策が一般的・原則的であるに對して、特殊的・個別的な實際の施設を社會事業といふ。現今社會事業は國家又は公共團體の外、民間篤志家の經營にかかるものも尠くない。

我が國に實施されてゐる社會事業の主なものは、(一)病貧者救護のため

社會事業

の慈善病院・無料又は實費診療所巡回診療・無料宿泊所・方面委員制など、(二)老幼者保護の爲の養老院・養育院・孤兒院など、(三)無產者保護救濟の爲の授産場・公營住宅・公益質屋・簡易食堂・公設浴場・公設市場・職業紹介所・託児所など、(四)社會教化の爲の少年教護院・矯正院・免囚保護などがある。

要するに社會の現狀は、悉くは我等の満足に値するものとはいへないが、さればとて徒に過激奇矯の方法によつて、その改善を圖らうとすることは到底不可能なるのみならず、却つて種々の弊害を生ずることは明かである。

いふまでもなく、社會は多數の人類が營む共同の生活に外ならないので、その改善向上を期することは、獨り國家・社會の責務ばかりでなく、我等は社會の運命に關して自ら連帶の責任を負うてゐる。この連帶責任感を以て協力一致し、詭激に互らず空想に奔せず、一に協調互讓の精神に基づいて人生の幸福を圖つたならば、社

社會改善

會は次第に改善され、各種の社會問題も自ら解決を見るであらう。國民精神作興に關する詔書の中に、「博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ」と仰せられたのは、この旨を闡明し給うたものと拜察する。

第二 職業

明治天皇御製

よの中はたかきいやしきほどくに身を盡すこそつとめなり
けれ
家富みてあかぬことなき身なりとも人のつとめにおこたるな
ゆめ

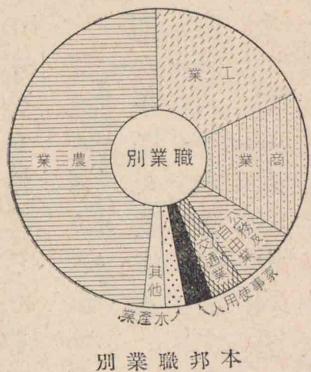
國民生活と
職業

分業と職分

外國におとらぬものを造るまでたくみの業にはげめもる人
我等は一定の職業に從事することによつて、自己の生存を完う
すると共に國民的共同生活に參加することが出来る。

人生は活動である。額に汗して働くところに人生の意義がある。いはゆる不勞所得によつて無爲徒食することは、國民としての本分を没却したものである。

Adam Smith (1723-1790)
アダム・スマスが分業の實例を擧げていふ「留針を作るには十八回の手順を要する。この手順を十人の職工が分擔すると、一日に四萬八千本を製造することが出来る。もし、これを十人が別々になつて、一人で十八回の手順を全部行ふとなれば、一日一人の製造高が僅かに二十本——十人のを合せて二百本——に過ぎない。即ち分業を行ふと否とによつて、二百四十倍の差を生ずる。」と。人智の開けない古代に於ては、すべての者が農耕や狩獵に從事して



自己の必要品を自己が生産して事足つてゐたのであるが、社會文化の進展につれて多種多様に分化し、内閣統計局の職業分類も初め二回(大正九年及昭和十五年)の國勢調査の時と、後の二回(昭和十五年及)の時との間に變動があり、古い小部門の二百五十二項から新しく三百七十六項となつてゐる。世には筋肉労働を主とする職業を、智能を主とするものよりも賤しいやうに考へるものがある。職業はその種類の何たるを問はず、分業として神聖な使命を持つてゐるのであるから、苟くもそれが國家的・社會的生活に必要であり、且その向上進歩に資するものならば、その間に尊卑貴賤の差別はない。

職業の選擇

昔は職業は家柄によつて定まつてゐて、家督を相續すると共に

天性と職業と符合する者は幸福である。(ペーロン)

家業をも承け繼いだが、現代では職業選択の自由が認められ、いづれの職業に就くのもその人の隨意になつてゐる。

我等は、(一)職業の性質を究め、(二)自分の體質・才能・趣味を考へ、(三)自分の境遇を顧み、(四)長上・先輩の意見を聞き、慎重な考慮を拂つて之を定むべきである。

女子は本來家庭にあつて家政を整理し、夫や父兄の仕事に對して後顧の憂なからしめる天職を有つてゐるが、しかし、家庭を治めながら職業に從事されぬことはない。殊に近時、經濟生活の進歩と相伴つて、昔に較べると女子は相當に廣い範圍の職業に從事するやうになり、事實男子よりも女子の方が適當と認められる職業が多くあるから、我等は自分の家の地位・財産の如何に拘らず、何か一つの職業に通曉して置くことは好ましいことであり、特に生來、才藝に秀でた素質のある者が、その得意の學問・技藝を専攻して身

職業指導

職業紹介

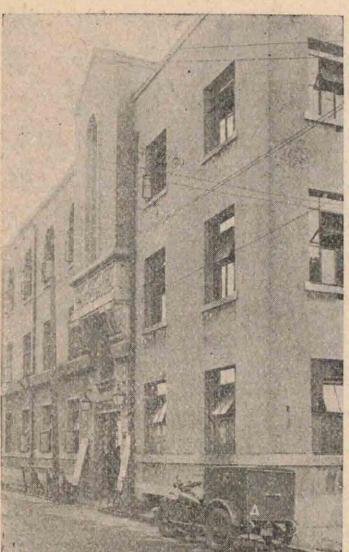
を立てるのは、國家の爲大いに望ましいことである。

近來教育上、職業指導の聲が高く、科學的に人の性能を検査して職業選擇の基礎とすることが唱へられ、小學校でも卒業する兒童に之を實施してゐる。

尙、現今では職業選擇の自由のあるかはりに、働く力を持ちなながら失業してゐる者がある。これらの爲、各地に職業紹介所が設けられ、求人と求職との媒介をして、その需要供給の調節をはかつてゐる。

勤勞と研究

一日作サマレバ
一日食ハズ・
(通俗論)



大阪中央職業紹介所

業務に精勵すべきはいふまでもないが、分業組織の發達した今日では、淺薄な學力や短時日の經驗では到底十分の成績を擧げることが出來ない。故に我等は日進月歩

の科學を應用し、不斷の研究を重ねて、事務の改善能率の増進に努むべきである。

前に述べたやうに、職業は人間天賦の活動性を發揮して國民的共同生活に參加する途である。故に目前の小利に惑うて國家・社會の福利を破壊するやうなことなく、どこまでも共存共榮の本義を忘れてはならぬ。

第三 國民經濟

生産と消費

人間の生活に必要な資料を財貨といひ、財貨を作り出す人間の働きを生産といふ。^{Production}しかし、單に財貨を生産しただけでは生活は出來ないから、更にこれを用ひたり費したりする働きが行はれる。これを消費といふ。生産と消費の二つの作用が相俟つて、初めて人間の生活が満足されることになる。これを經濟といふ。

經濟

昔、自給自足の時代では、總ての人間が農耕や狩獵に從事し、家庭に必要な財貨は家族が生産し消費して、その經濟は家を單位としてゐたが、人智の進むに従つて人間の欲望も複雑となり、その結果人は多くの財貨を他人の供給に仰ぐやうになると、こゝに始めて交易が行はれることとなり、初めは都市とその隣接農村を連絡する地方經濟組織をなしてゐたが、今は國民が一團となつてこれを營み、經濟生活の統制は國家を標準として設けられるやうになつた。この意味に於て現今の經濟を國民經濟と稱する。國民經濟組織にあつては、中央政府は全國民の經濟的能力を指揮し、例へば外國商品に關稅をかけてその輸入を防ぐとか、金の輸出禁止を行つて正貨の流出を防ぐとかいふやうなことは、いづれも國內の產業的乃至經濟的利益を主眼として行はれるのであり、同時に、各村落・各都市は皆協力して國家の經濟的能力を維持し、且これを増進

生產の三要素

することに努める。およそ國運の發展は國民經濟の充實に由り、國民經濟の充實は產業の發達に俟たなければならぬ。今や世界各國はそれゝその得意とする產業の振興に向つて邁進し、猛烈な經濟戦を行ひつゝある。我等は常に國家の經濟的利害目標とし、各種產業の發達に向つて努力する覺悟が大切である。

如何なる生産にも自然と勞力と資本とが無ければならぬ。これを生産の三要素といふ。自然とは土地・河川・動植物などの自然物や風力・水力・日光などの自然力をいひ、勞力とは人の精神及び身體の働きをいひ、資本とは過去の生産の結果であつて再び生産の材料に用ひられるものをいふ。

これら生産の要素を適當に組合せて生産が一つの業務として秩序ある組織の下に行はれることを産業といひ、産業を營むことを企業といふ。企業には一個人の營む個人企業と多數の人々の

企業

共同による共同企業とがある。昔は個人企業が主であつたが、現今は資本その他の關係から大規模の共同企業が増加した。(一)會社、(二)企業同盟、(三)產業組合などがそれである。

會社は商法の定むるところによつて、合名會社・合資會社・株式會社・株式合資會社の四種がある。

(一)合名會社。二人以上の無限責任社員から成り、多く家族的に營まるから、確實な事業をするのに適する。

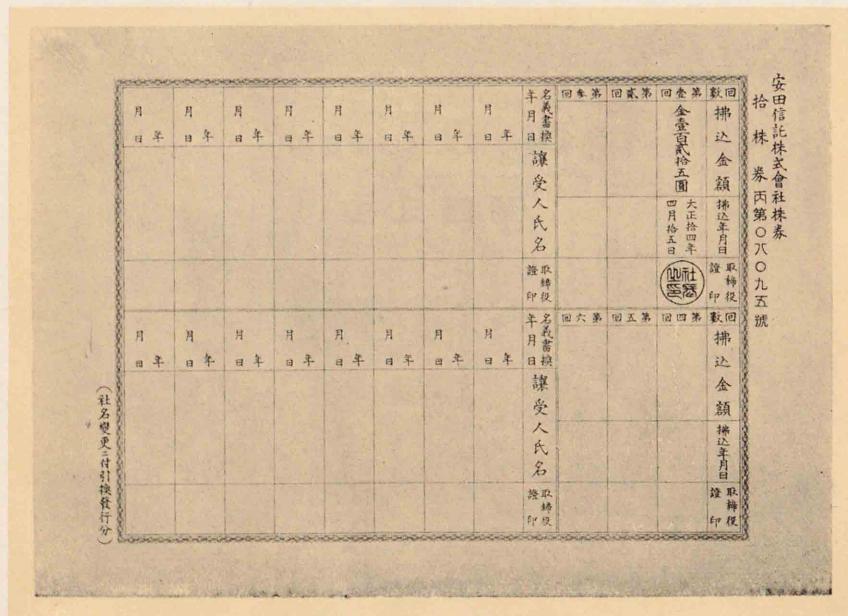
(二)合資會社。無限責任社員と有限責任社員とから成り、業務は前者が行ひ、後者は出資額に應じて損益の配當を受けるだけである。事業の才ある者と資本を有つ者との結合に適する。

(三)株式會社。會社の資本を均一の株式に分け、これを引受けで出資した株主を以て組織する。株主は少くとも七人以上たることを要し、株主の責任は株式金額を以て限度とし、その譲渡は自由である。株式會社は資本を集めるために都合がよく、隨つて大事業を營むに適し

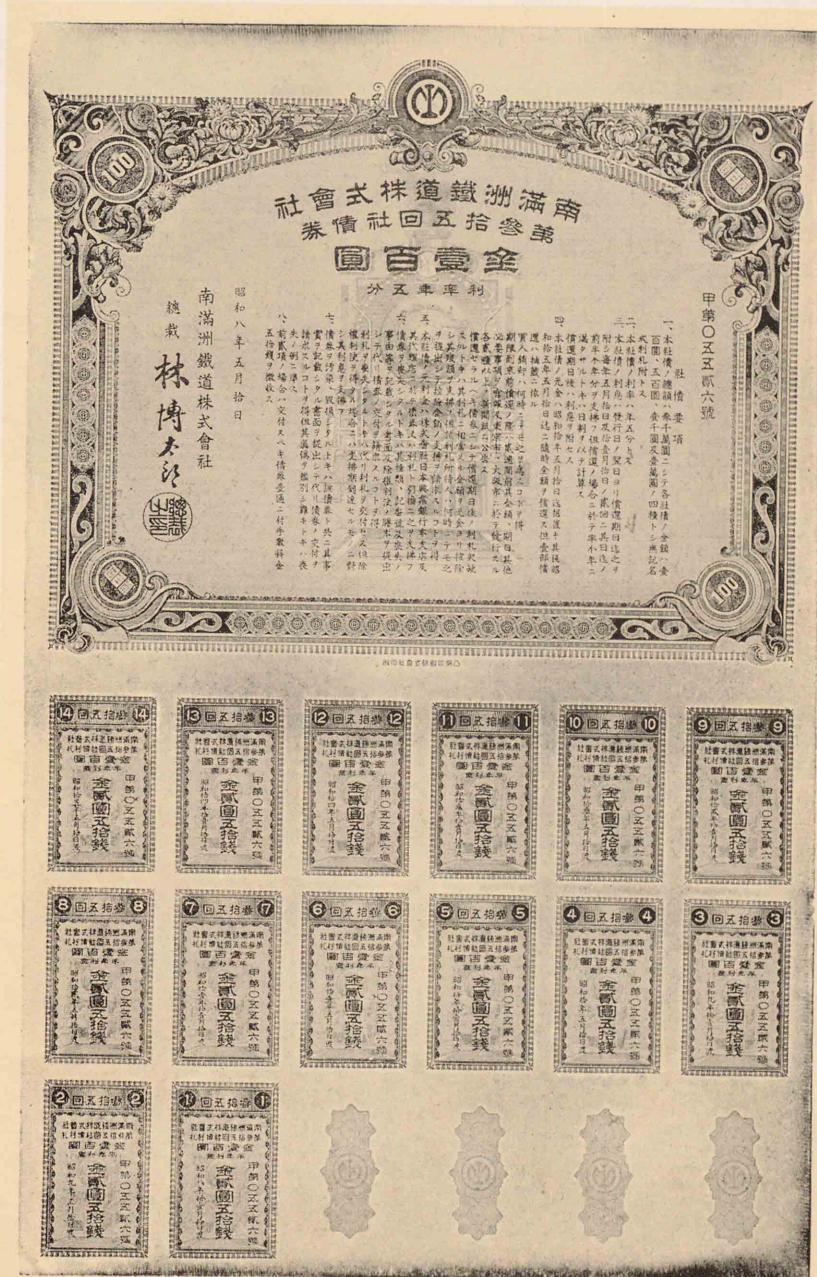
(表) 券 株



(裏) 券 株



社債券



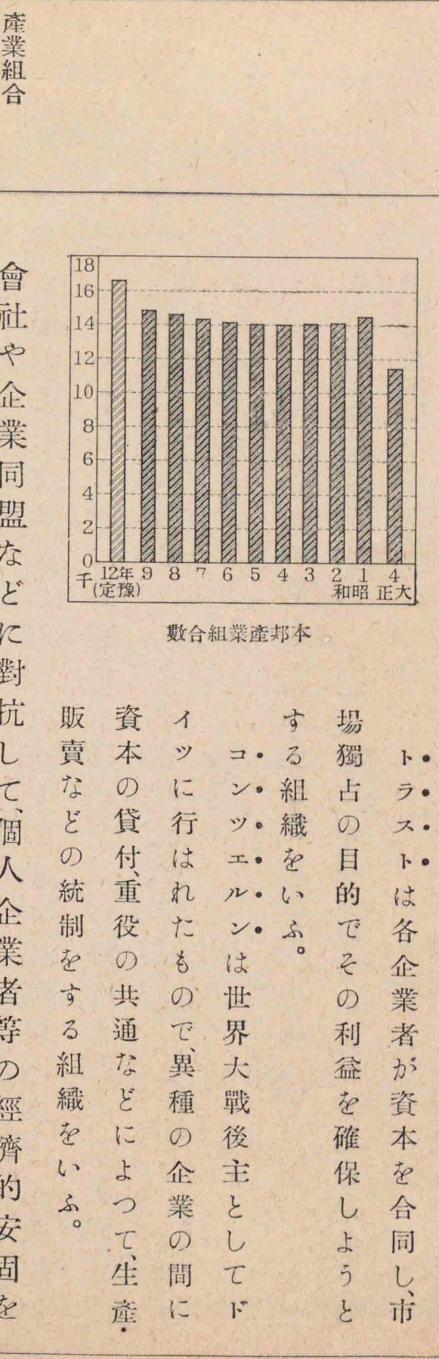
企業同盟

てゐるから、現今では最も多數を占めてゐる。その經營は株主總會で決定し、取締役がその業務を行ひ、監査役がこれを監督する。

(四) 株式合資會社 無限責任社員と株主とから成り、合資會社と株式會社とを折衷したものであるが、組織が複雑で實際には殆ど行はれ得ない。

生産と消費とは互に因果の關係を有するもので、兩者はよく適合調和しなければならぬ。然るに、近時大企業の勃興によつて、競争が激しくなり生産の過剰を來して屢々經濟界の恐慌を惹起することがある。これに對應する爲に企てられたものが企業同盟(企業もいふ)で、その主なものにカルテル(企業)・トラスト(企業)・コンツェルン(企業)がある。

カルテルは各企業者がその獨立を保ちながら、價格の協定を行ひ生産や操業を制限するので、それによつて相互の競争を避け利益の増進を圖る組織をいふ。



トラストは各企業者が資本を合同し、市場獨占の目的でその利益を確保しようとする組織をいふ。

コンツ・エルンは世界大戦後主としてドイツに行はれたもので、異種の企業の間に資本の貸付、重役の共通などによつて、生産・販賣などの統制をする組織をいふ。

會社や企業同盟などに對抗して、個人企業者等の經濟的安固を圖る爲に生れたものが、産業組合の制度である。Cooperative society 我が國では明治三十三年に産業組合法が制定されて以來漸次普及し、今日特に農村によく發達してゐる。

産業組合には次の四種がある。

(一) 信用組合 組合員に對して産業に必要な資金を貸付け、また貯金の便宜を得させるもの。

(二) 販賣組合 組合員の生産物を仲買人の手を経ないで有利に賣却するもの。

(三) 購買組合 産業上生活上必要な物を買入れ組合員に賣却するもの。

(四) 利用組合 産業または生活に必要な設備をして組合員に利用されるもの。

財貨の生産や交易によつて得られた利益は、その生産や交易に携はつた人々に分配されるのであつて、これを所得といふ。

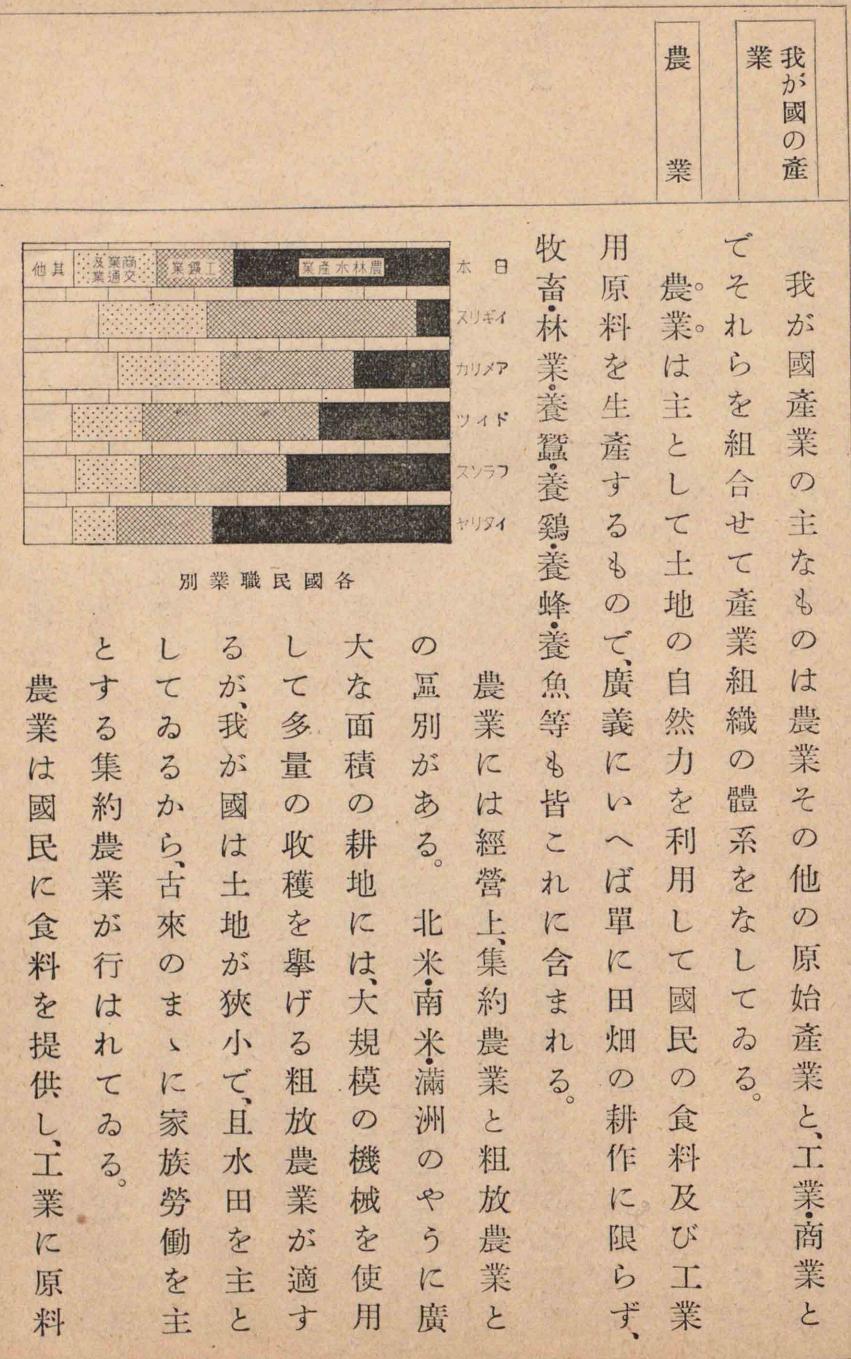
所得には、土地を提供したもの即ち地主の得る地代、労働を提供了したものの即ち労働者の得る賃銀、資本を提供したもの即ち資本家の得る利子、及びこれらの要素を結合して企業を營んだもの即ち企業家の得る利潤がある。

この外、教師や醫師・藝術家・辯護士などのやうに、直接生産や交易に與らぬ人々の所得は直接これに與る者の所得から分れ出るので、これを派生所得といふ。

經濟活動は國民生活に缺くべからざる條件である。世に經濟を以て道德に反するものゝやうに考へ、殊に我が武士道では「武士は食はねど高楊枝」と言つて、金錢のことを口にするを武士の恥と考へるやうな風があつたけれども、古往今來、經濟的獨立を失つたものが衰滅の運命を辿るに徴しても、經濟を無視することは決して正しい道といふことは出來ない。

しかし經濟は國民の生活を維持し、國民文化を向上せしめる資料として重要な條件ではあるが、これを以て人生のすべてを律するものと考へるのは誤つてゐる。要するに我が國民經濟は我が國家の發達完成の目的を達する手段として有用であつて、しかもこれが道德と一致することによつてその意義が生ずるのである。

第四 産業



我が國産業の主なものは農業その他の原始産業と、工業・商業とでそれらを組合せて産業組織の體系をなしてゐる。

農業は主として土地の自然力を利用して國民の食料及び工業用原料を生産するもので、廣義にいへば單に田畠の耕作に限らず、牧畜・林業・養蠶・養鷄・養蜂・養魚等も皆これに含まれる。

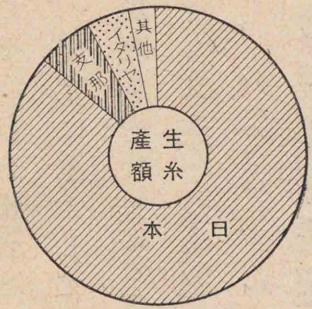
農業には經營上、集約農業と粗放農業との區別がある。北米・南米・滿洲のやうに廣大な面積の耕地には、大規模の機械を使用して多量の收穫を擧げる粗放農業が適するが、我が國は土地が狹小で、且水田を中心とするから、古來のまゝに家族勞働を中心とする集約農業が行はれてゐる。

農業は國民に食料を提供し、工業に原料

を供給し、同時にその作物は商品として取引されるからいはゞ各種産業の基礎ともなるべきもので、殊に我が國は古來瑞穂國と稱せられ、農を以て立國の大本として居り、現在でも國民の過半はなほ農業に從事してゐるから、その盛衰消長は國民生活に重大な關係を有する。

我が國の作物は米麥を主とし、豆・粟・稗・玉蜀黍などを副とする外、蔬菜・果實類の栽培も行はれ、更に工業用作物として茶・煙草・麻・甘蔗なども作られてゐる。又養蠶は農耕と相並んで農家の重要な生業をなし、我が國を世界第一の生絲國たらしめてゐる。

我が内地總面積の五割二分は森林である。しかし山岳の起伏が著しい我が國の地形は伐採・運搬に不



世界生絲產額
(年九和昭)

便で、これがため大形の用材などは米國やカナダから輸入した方が便利で且廉價である。たゞ樺太及び北海道は内地へ相當多量の製紙用原木を供給してゐる。

我が國の牧畜は全く幼稚の域を脱せず、たゞ養鷄だけが近年著しく發展して相當の輸出を示すやうになつたが、その他はまだ獨立の産業としての形態を具へるに至つてゐない。

牧畜の不振に反して「太平洋と日本海とは日本の牧場と見てよい」と言はれるほど、四圍の環海は我が國畜産の不振を補つて世界第一の水產國たらしめ、年產額三億三千萬圓に達してゐる。

農業その他の原始産業に對しては、政府も公共團體もその助成に意を用ひて、農會・試驗場等種々の施設をなし、補助金・獎勵金の交付を行つて振興發達に努めてゐる。

農會は農業の改良發達を圖るため、法律によつて設けられた公共組合

である。
試験場には農事試験場・林業試験場・蠶業試験場・畜產試験場・水產試験場などがあつて、それゝ直接に指導獎勵を行つてゐる。

鑛業

我が國は埋藏鑛物に恵まれてゐないから、鑛業は極めて不振であるが、稍見るべきものは銅と石炭とである。銅は世界大戰前には世界第二位の產銅國として輸出も多かつたが、その後外國産に壓されて國際的聲價を失ひ、近年各種工業繁盛の爲需要が増加して、我が國の銅山では到底自給し得ないやうになつた。石炭の年產額約二億圓は我が國鑛產總額の約半分に當つて居り米英獨等に較べれば固より少いが、現在では自給自足をなし得る程度にある。しかし、將來工業の躍進と共に石炭の缺乏を感じることは明かであり、それに鐵及び鑛油の產出に乏しいことは國防上・工業上まことに遺憾であるが、これらの不足は友邦滿洲帝國の資源によ

工業

つて補ふことが出来るから、日滿經濟一體策は鑛業に於てもその必要を痛感する。

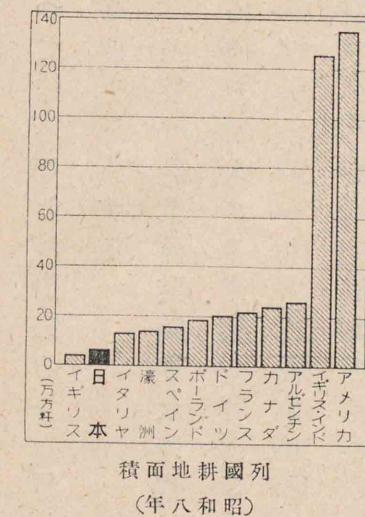
工業は農業・林業・鑛業・水產業等の生産した原料に加工してその價值を増大する產業で、昔は家内工業が行はれて手工業を専らとしてゐたが、今日の工業は、工場・工業であつて、精巧な機械と多數の職工とを擁する機械工業によつて支配されてゐる。

これらは産業については、近年産業の合理化によつて能率の増進、生産の制限、價格の引下げ等を圖る外、各種の試験所や補助金・獎勵金の制度が設けられ、特許法・實用新案法・意匠法・商標法等も制定されて發明・發見の保護を與へて居る。又重要物產同業組合・茶業組合・酒造組合・輸出組合などの公共組合があり、商工會議所・商品陳列所・商品検査所等があつて、それゝの助成に努めてゐる。

要するに農業立國の傳統は我が國の今日に於ても何等渝^{かは}ると

ころはないが、明治維新以來我が政府の獎勵と民間企業家の努力と相俟つて、産業各般に亘つて急速に進歩を遂げた。工業の中特に纖維工業は最も重要な地位を占め、生絲の產額は斷然世界の王座を占めてゐる。我が國が鑛油・石炭の產出に乏しいのは工業發達的一大障礙であるが、しかし水力電氣に於ては近年異常な飛躍をなしてゐる。

資源の開發



元來我が國は土地が狹小で天然の資源に乏しいけれども、しかしながら開發利用の途が十分盡されてゐるとはいへない。我が國の總面積の六割は山岳丘陵に蔽はれ、現在可耕地は全面積の一割七分に過ぎないが、開墾すべき土地はまだ相當にある。畜産の如きはまだ相當にある。

技術の進歩

も今後の努力如何によつて開發を期すべく、四方の環海は永久に無限の富を包藏してゐる。その他鑛業・林業等いづれも增産を期待し得るもののが渺くない。資源は天然に備はるものであるが、之を開發し利用するのは人である。思へば我等國民の責任は重且大なりといはなければならぬ。

我が國は、古くからの傳統的技術に於ては優秀な技術家を出してゐるが、近代の科學的技術は主として歐米より學んだものであるから、その熟練に或程度の年月を要したのは已むを得ない。しかしこの移植は世界の驚嘆する程短時日に行はれ、更に一旦取り入れた技術を研究し發達せしめて、各種の發明・發見をもなし、今日我が國技術の進歩は、殆ど歐米と同等の域に達し、或點ではこれを凌駕するの勢にある。而して技術の進歩が生産費を遞減せしめ、生産能率を増進して作業を敏活精巧ならしむる等、各種産業を改

良發達せしむる一大素因をなしてゐることは言を俟たない。

世界に誇る我が綿紡績の如き大工業が、平均三年勤續の女工群によつて維持されてゐることなど、西洋人には幾ら説明しても嘘としか思へぬらしい。日本では十七八才の女工が普通に織機七八臺、多いのは十臺を受持つが、イギリスでは一人前の男工が五臺以上は受持たぬ。農家から出た女工と熟練の男工とでこんなに大差があるのは、何等かの民族的な差異があると見なければ説明がつかない。單に綿織物工業だけでなく、精密機械工業などでも、農村の子弟が數ヶ月の練習で外國の一人前の熟練工以上の成績をあげてゐる。嘗て二人の日本青年が瑞西へ機械工業を見習に行つたら、一二ヶ年の間に同國有數の精密圖工となつて、先方で手放すのを拒み、歸朝が延びくになつたといふ。しかも其の青年達は、日本では有數といふほどの人ではないとのこと。日本人の持つこの特殊な器用さは高く評價さるべきで、我が工業の發展に大きな効をしてゐることはいふまでもない。(「日本國勢圖會」昭和十年版による)

第五 流通

貨幣

本位貨幣と補助
貨幣

畏くも今上天皇陛下には踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語に「模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ」と仰せられた。凡そ國民文化はその國民の優秀な精神の獨創的活力によつて發展する。我等は益々技術の進歩を圖り發明・發見に努めて、以て聖旨に副ひ奉らなければならぬ。

未開の社會では物々交換が行はれてゐたが、これには不便が多いので、交換の媒介物として貨幣^{Money}が用ひられるやうになつた。

貨幣には本位貨幣と補助貨幣との二種がある。本位貨幣^{Standard money}とはその名目價格が地金價格を表はし、法律上國內に於て無制限に通用出来るものをいひ、我が貳拾圓・拾圓・五圓の金貨がこれに當る。補助貨幣^{Subsidiary or Token money}は名目價格が地金價格よりも高く、支拂能力に一定の制

限あるものをいひ、五拾錢・貳拾錢の銀貨、拾錢・五錢のニッケル貨、壹錢・五厘の青銅貨がこれに當る。

銀貨は拾圓まで、ニッケル貨は五圓まで、青銅貨は壹圓までを限つて強制通用が認められてゐる。

紙幣は貨幣使用上の不便を避けるため、貨幣に代用される信用證券で、法律によつて通用力を認められてゐる。我が國の紙幣は日本銀行の發行する兌換銀行券Convertible bank noteで、壹圓・五圓・拾圓・貳拾圓・五拾圓・百圓・貳百圓の七種がある。尙朝鮮・關東州及び滿洲には朝鮮銀行兌換券があり、臺灣には臺灣銀行兌換券がある。

兌換銀行券は要求があれば正貨Coin or Bar moneyに引換へるべきものであるが、昭和六年十二月以來日本銀行は兌換に應じないことになつた。

兌換銀行券を發行するには、金銀貨か地金銀かを準備しなければならぬ。之を正貨準備による發行といふ。

しかし正貨準備だけで實際の要求に應じきれない場合には、特に拾億圓を限つて確實な有價證券を保證としてこれに對する兌換券を發行することが出来る。これを保證準備による發行といふ。

尙これでも要求に應じきれないときには、大藏大臣の許可を得て確實な證券を準備として年三分を下らない發行税を納めて兌換券を發行することが出来る。これを限外發行といふ。

一つくの物と貨幣との交換割合、即ちその物に對して交換される貨幣の量を價格といひ、各種の物の價格を總括して物價といふ。

物の價格はその物に對する需要・供給の關係によつて騰落する、即ち需要が多ければ價格は騰貴して生産費の上に出で、需要が少なければ反対の結果になる。前の場合には企業家は利潤が多いのを見て供給を増加するから、生産の過剰を來して價格が下落する。後の場合には損失を慮つて生産を手控へるから、供給が減少して

價格が騰貴する。このやうに物の價格は需要・供給の變動によつて高低するが、その標準點は主としてその生産費である。

次に物價の騰落は主として貨幣價值の變動による。即ち貨幣の流通が量も速度も増加すれば貨幣價值は下落してその購買力が減少するから物價は高くなり、これに反すれば物價は低くなる。



價格賣小と價格賣卸京東
(準基月七年三正大)

物價の激變は國民生活に悪影響を及ぼすものであるから、政府は貨幣の發行や回収を適宜に行ひ、又米穀統制法や暴利取締令等によつてこれが調節を圖つてゐる。物價の激變は物價指數によつて知ることが出来る。これ

は一定の時期と一定の品物の價格を百として置いて、後の同じ場所に於ける同じ時の同じ品物の價格を見て、如何に變化したかを比例數によつて示したものである。

後日債務の辨済を受けることが出来ると信認することを信用 Credit Paperといひ、この信認に基づく取引を信用取引といふ。

信用取引は口頭の約束又は帳簿への記入によることもあるが、多くは信用・證券の授受によつて行はれる。信用證券には種々あるが、商工業上最も多く用ひられるものは手形・及び小切手である。手形には爲替手形・約束手形の二種がある。

- (一) 爲替手形 振出人たる債權者が支拂人たる債務者に宛てて、受取人または其の指圖人に一定の金額を一定の場所で一定の期日(満期日)に支拂ふことを委託した證券をいふ。
- (二) 約束手形 振出人たる債務者が受取人たる債權者又はその指圖人に宛てて、一定の期日に一定の場所で一定の金額を支拂ふことを約

束した證券をいふ。

小切手は銀行に當座預金のある者が銀行に宛てて、名、指人又は其の指圖人若しくは持參人に一定の金額を支拂ふことを委託した證券である。

裏書

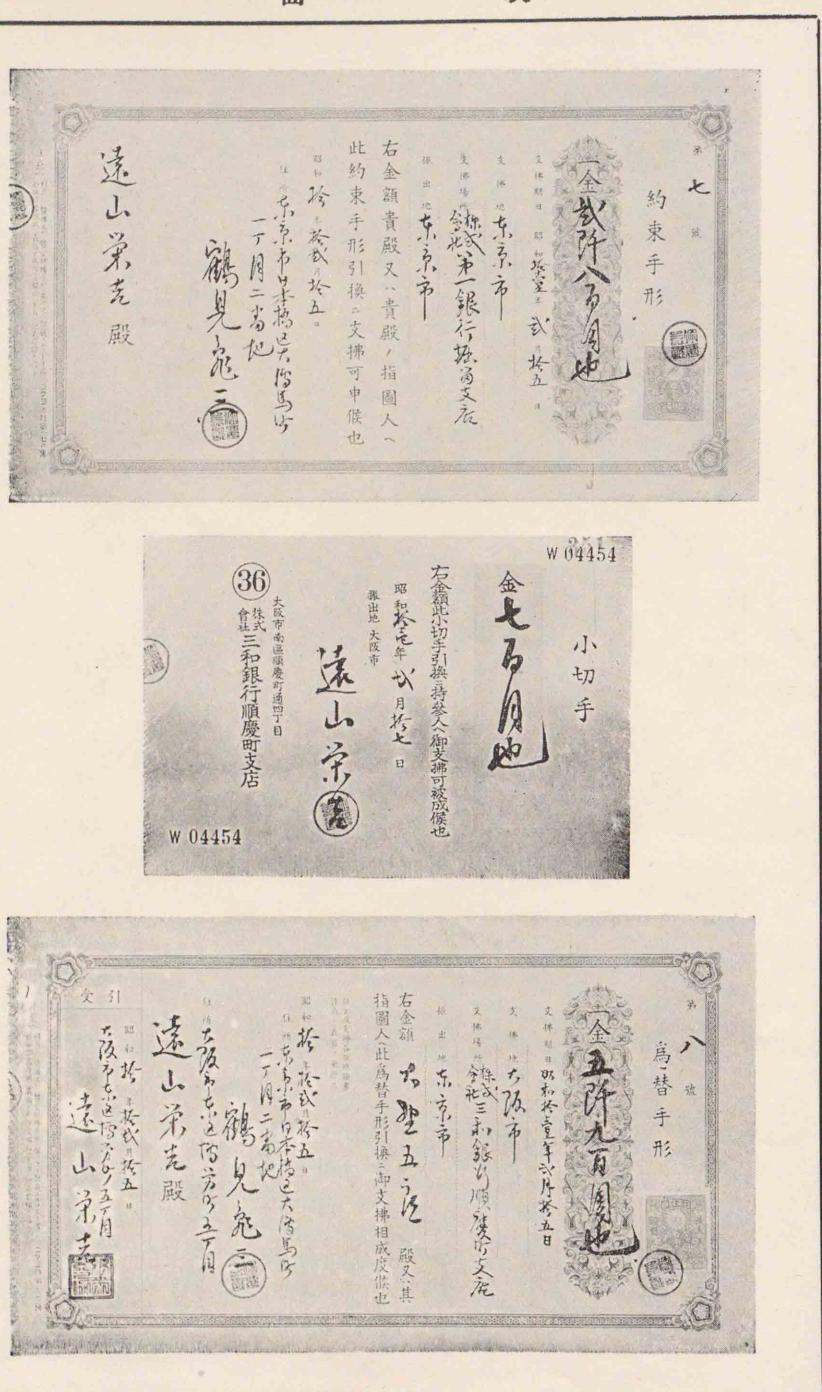
爲替手形と約束手形とは裏書により、小切手は裏書によらずにその權利を移轉することが出来る。裏書とは手形面の金額を受取る権利を他人に譲渡す行爲をいふ。これによつて手形は轉々流通して宛も貨幣のやうな働きをする。

又手形の所持人がその支拂期日前に現金の必要なときは、裏書をして銀行に譲渡し、支拂期日までの利子を額面金額から差引いて受取ることが出来る。これを手形の割引といふ。

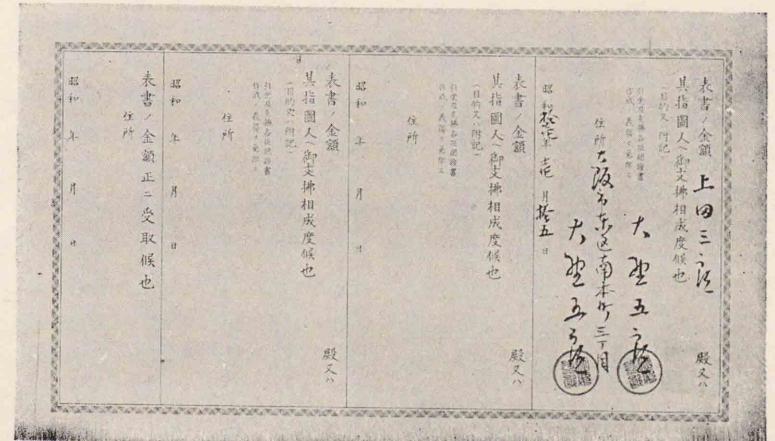
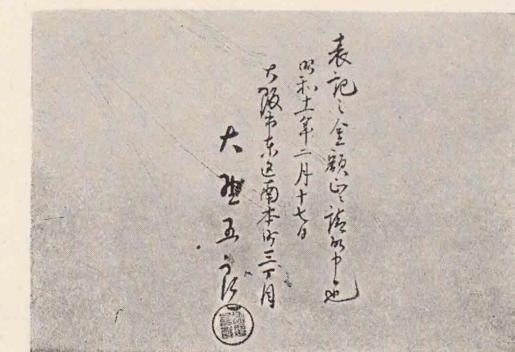
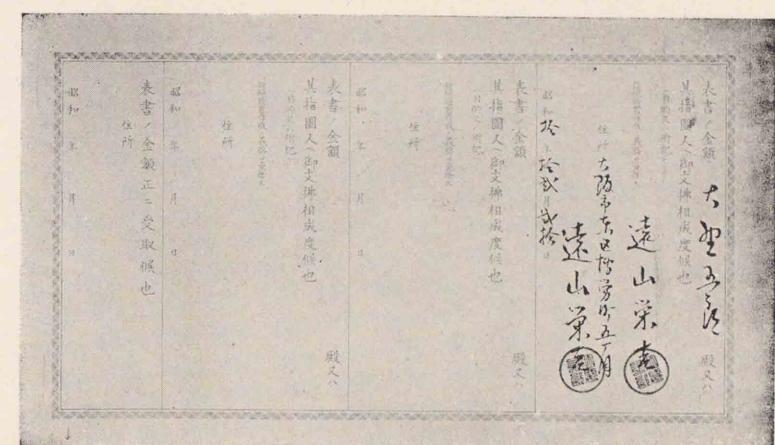
商業

商業は生産者と消費者との間に立つて、需要と供給との仲介を行なるもので、今日の商業には賣買業・運送業・倉庫業等があり、特に信用取引の媒介をするものを金融機關といふ。金融機關の主

手形の割引



面
裏



なものは銀行と信託會社とである。

銀行には普通銀行と特殊銀行との二種がある。

普通銀行は商業銀行ともいひ、その主な業務は預金貸付・手形割引・爲替などである。

特殊銀行には通貨の統制を主要目的とする日本銀行、農工業方面の長期金融を目的とする日本勸業銀行、府、縣、農工銀行、日本興業銀行、外地の拓殖を目的とする臺灣銀行、朝鮮銀行、北海道拓殖銀行、中產以下の貯金獎勵を目的とする貯蓄銀行、主として外國爲替の業務を取扱ふ横濱正金銀行などがある。

外國爲替とは例へばアメリカへ送金しようとする者は、圓貨即ち日本の貨幣を以てドルを表示した米國拂の手形を買取り、之を送金先へ送ることで、その賣買値段を爲替相場といふ。爲替相場は主として國際間の貸借勘定、即ち日本がアメリカに對して取立てる多くの債權を有してゐるか、どうかに因つて定まるのである。

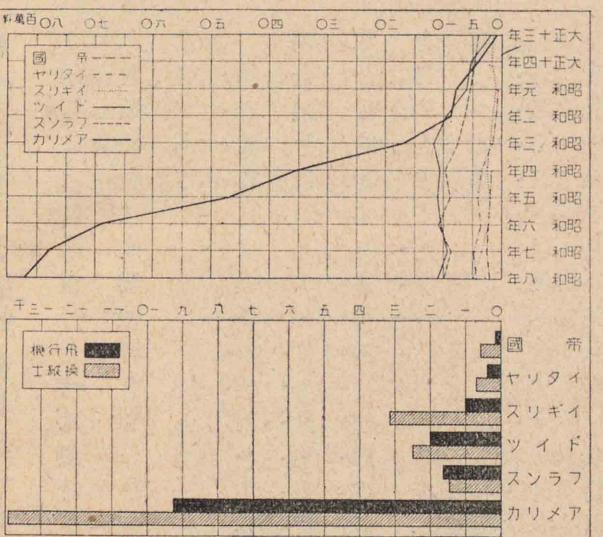
外國爲替

爲替相場

信託會社は委託者の財産を預つて一定の期間これを保管し、委託者の爲に最も有利な方法で運用するもので、金錢・有價證券の信託を主とするが、一般動産及び不動産の信託をも行ひ、その性質は

一種の長期預金に類する。

交通機關



(るよに覽要勢國國列) 空航間民の國列

交通機關を大別して運輸機關と通信機關との二種とする。

運輸機關は人及び物の輸送を目的とするもので、道路・鐵道・自動車・航空機などが之に屬する。

道路には國道・府縣道・市道・町村道の四種があり、いづれも國

家の營造物で、國道・府縣道は府縣知事、市道・町村道は市町村長がこれを管理する。鐵道は陸上運輸機關として政治・軍事・經濟上重大な關係を有するものであるから、明治三十九年制定の鐵道國有法により全國の幹線及び主要線路を國有とし、鐵道省をしてその經營に當らしめてゐる。

船舶の航行する線路を航路といひ、これに沿岸航路・近海航路・遠洋航路の三種がある。我が國の海運は主として民營であるが、然し政府は有力な汽船會社に對し、一定の航路を指定して定期航海を行はせてゐる。

自動車は軽快な交通機關として、航空機は最新科學の尖端を行くものとして、いづれも國防上重要な地位を占めてゐる。

通信機關は意思の傳達を目的とするもので、郵便・電信・無線電信・電話・ラヂオなどが之に屬する。

郵便は各國とも政府がこれを經營してゐる。電信・無線電信・電話も同様であるが、特別の必要があれば個人にも許可する。

ラヂオは短日月の間に普及して公衆の修養・報道及び娛樂機關として

交通と文化

も重要な機能を果してゐる。最近は寫眞、電報が大阪東京間で取扱はれ、
テレヴィジョンも漸次實用に近づきつゝある。

交通の發達は世界の距離を短縮して人間相互の交渉を迅速圓満にし、人類一般の文化を向上せしめる。交通は實に一切の社會活動の源泉であり、文化發達の母であつて、一國文化の程度はその國の交通機關の發達程度によつてトすることが出来る。故にこれが利用に當つては、公衆各自が常に交通道德を守つて、相互にその利便を高めるやうにしなければならぬ。

第六 財政

財政
財政は國家の神經である。(ジヤンボーダン)

國家又は地方自治團體がその存立を確保し公共の職分をつくす爲に營む經濟を財政といふ。財政は個人經濟と違つて支出を計つて收入を定めるのを原則とする。

財政と國民經濟

財政と國民經濟とは密接な關係を有する。即ち國民經濟が繁榮しないと財政の資源は枯渴すべく、これに反して國民經濟が繁榮すれば財政は容易にその收入を増すことが出来るから、財政はその基礎を國民經濟に置き、常にその利害を顧慮しなければならないが、それと同時に國民經濟は財政の狀況若しくは其の施設の如何によつて影響を蒙ることが大きい。故に現在及び將來に於て財政家の手腕と責任とは益々重きを加へつゝある。

財政上の收入と支出は會計年度を標準として立てるから、これを歳入及び歳出といふ。國の歳入・歳出は毎年政府に於て豫算を編成し、帝國議會の協賛を経て後、天皇の裁可を得て公布される。若し衆議院の解散などの爲に豫算を議定せず、又は豫算不成立の場合は、政府は前年度の豫算を踏襲する。尙豫算の款項に超過し又は豫算の外に生じた支出のあるときは、後日帝國議會の承諾を

歳入と歳出

求めることになつてゐる。

歳出には官吏の俸給・營造物の維持費のやうに年々繰返して支出される經常費と、學校建築費・軍艦建造費のやうに臨時に支出される臨時費とがある。

歳入にも經常歳入と臨時歳入とがある。經常歳入は租稅收入が最も多きを占め、官業收入と官有財產收入とがこれに次いで居り、臨時歳入は公債金がその主なものである。

租稅とは國家又は地方自治團體がその經費にあてる爲に公の權力を以て人民から無償且強制的に徵收する收入をいふ。

租稅には國家が賦課徵收する國稅と道・府・縣・市・町・村の賦課徵收する地方稅とがあり、更に納稅者と負擔者とが同一人に歸する直接稅と納稅者が轉嫁によつてその負擔を他人に移す間接稅とがある。

租 稅

直接國稅には次のやうなのがある。

(一) 所得稅 法定額以上の所得ある者が、その所得に應じて納める稅で、これに會社・銀行などに課する第一種所得稅と、公債・社債・銀行預金利息などに課する第二種所得稅と、個人の所得に課する第三種所得稅とがある。

(二) 地租 田畠・宅地・山林等の所有者に對し、その土地の賃貸價格を標準として課するもの。

(三) 營業收益稅 營業者の營業收益に對して課するもの。

(四) 資本利子稅 公債・社債・銀行預金などから得る利子に課するもの。

(五) 相續稅 法定額以上の財產を相續した者に課するもの。

この外、直接國稅には兌換銀行券發行稅・鑛業稅・砂鑛區稅などがある。

間接國稅には次のやうなものがある。

(一) 關稅 外國から輸入する品物に對して課するもの。

(二) 酒稅 すべて酒精を含む飲料に課するもので、酒造稅・酒精及び酒精

- (三) 砂糖消費税 内地で消費される砂糖・蜂蜜などに課するもの。
 (四) 織物消費税 編織物以外の織物に課するもの。
 この外骨牌税・印紙税なども間接國稅に屬する。

地方稅は附加稅と特別稅とに分れる。

(一) 道府縣稅

- (1) 國稅附加稅
- (2) 特別稅(家屋稅・營業稅・特別地稅・雜種稅)

(二) 市町村稅

- (1) 國稅附加稅及び道府縣稅附加稅
- (2) 特別稅(戸數割など)

納稅の義務

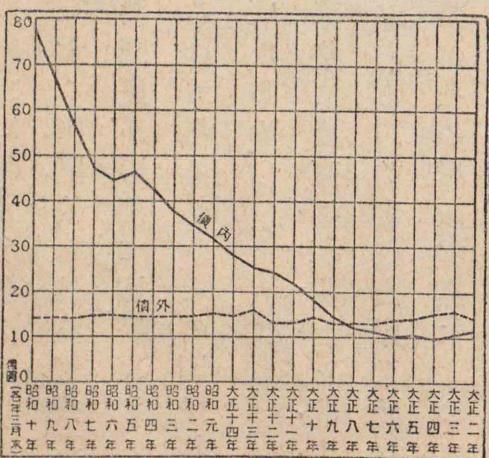
納稅は兵役の義務と相並んで憲政上國民の二大義務の一つであるから、その必要は今更述べるまでもない。もし納稅者がその申告を怠つたり、又は納稅の期限に後れて督促を受けるやうでない譯で、甚だしい恥辱といはなければならぬ。

政府は公益上の必要から、又は財政上の收入を得る爲、自ら種々の營利事業を營んでゐる。これを官業といふ。官業の主なものには鹽・煙草・樟腦の專賣、國有鐵道・郵便・電信・電話、國有林の經營などである。

政府又は地方自治團體が一般公衆に負ふ債務を公債といふ。

公債

官業

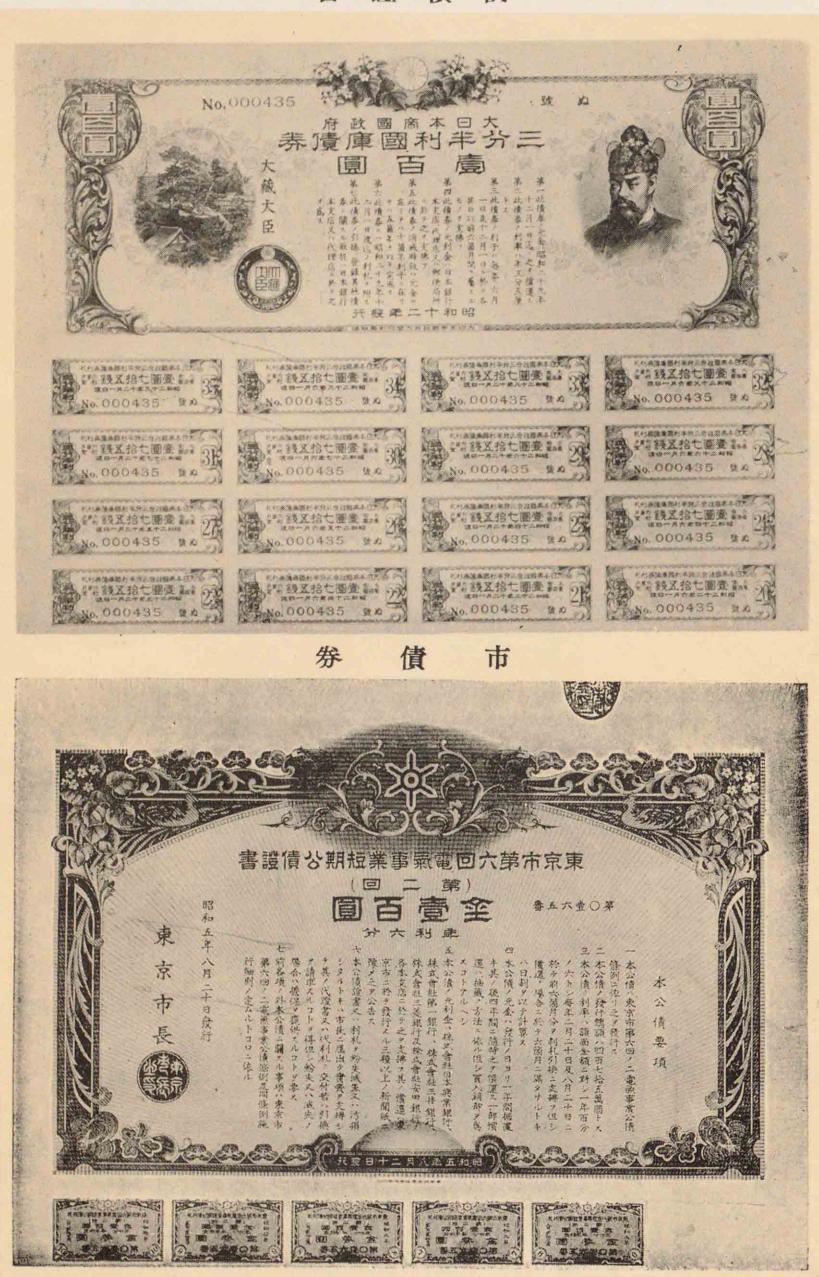
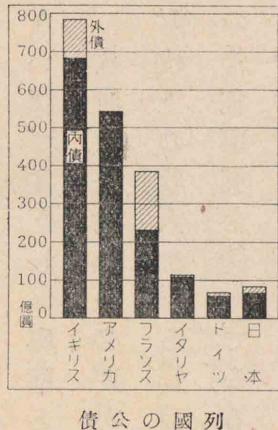


公債の募集と償還

公債には政府の發行する國債と道府縣市町村・水利組合などの發行する地方債とがあり、又國內で公募する内國債と外國で公募する外國債とがある。内國債は元利共國民から出て國民に還るが、外國債は利子だけは國外に流出するのであるから、その國民經濟に及ぼす影響は特に注意しなければならぬ。

公債の募集には直接募集法と間接募集法とがある。前者は國庫又は地方自治團體がその財政機關によつて直接に募集するのであり、後者は銀行又は銀行團が一旦引受た後、一般公衆に賣却するのである。

その償還は満期償還の外に抽籤によるものと買入によるものとがある。なほ公債の條件をよくする爲に、一旦償還した後更に



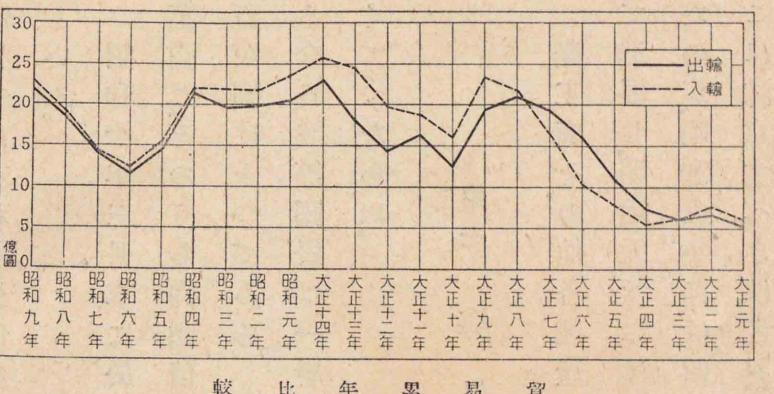
発行者に有利な公債を發行することがある。これを公債の借換といふ。

昭和十年三月末に於ける我が國の公債總額は九十億九千一百萬圓で、そのうち内國債七十六億八千八百萬圓、外國債十四億〇三百萬圓に上つてゐる。國費の膨脹と相俟つて經濟國難の叫ばれる今日、我等國民は一層勤勉努力して國家の經濟力を充實させなくてはならぬ。

第七 海外發展

農工商その他各種產業の發達につれ、我が國の貿易も年を逐うて進展し、明治元年には輸出入合計約二千六百萬圓に過ぎなかつたのが、昭和九年には四十四億五千萬圓になつてゐる。しかし、ここに注意すべきは世界大戰中の數年を除いては毎年輸入超過を

人口問題



示してゐることで、その最高は大正十三年の六億五千萬圓、最低は昭和七年の二千萬圓である。加ふるに輸出品は綿織物・生絲・絹織物・罐詰・壇詰諸食料品・メリヤス製品・陶磁器・紙類・硝子のやうな文化品が主であるのに、輸入品は棉花・羊毛・鐵材・鑛油・豆類・石炭・小麥・木材・砂糖などの必需品が大部分を占めてゐるから、一朝有事の際には自給自足を困難ならしめて國家の活動に多大の支障を來すことを思ふと洵に憂慮に堪へない。

國土と人口との關係を學理的に研究した最初の人、英國人トーマス・ロバート・マリトス (Thomas Robert Malthus 1766-1834)

サスの説によると、「人口は戦争や疾病・疲労などの妨げの無いかぎり、二十五年を一期として一・二・四・八・十六……といふやうに等比級數的に殖えてゆくが、食物を生産する土地の力は一・二・三・四・五……といふやうに等差級數的に増加するに過ぎないから、自然のまゝに放任すると、人口と食物との間に大きな不調和を來すであらう。」といふのである。この説は必ずしも正當とはせられないが、人口の増加が食糧の増加よりも速かなことは争ふべからざる事實である。

我が國人口の増加については既に述べた通りで、人口の増加は國力發展の原動力であるが、しかし、これが國土や可耕面積と調和を得、產業の發達に伴ふのでなければ、物資の生産高と人口との平衡を失ひ、爲に食糧問題や失業問題などを惹起すやうになる。さればこれが解決方法としては、國民が協力して各種産業の發達を圖ることが大切であるが、これと共に今後一層拓殖・移住を奨励し、進んで海外發展策を講ずることが必要である。

移住と拓殖

元來、我が國の人口の密度は他國に比して高いとはいふものの、外地の密度は内地よりも小であり、内地のうちでも北海道の如きは遙かに本州よりその密度が小であつて、まだ相當に開拓の餘地もある。故にこれら人口密度の小なる地に移住してその資源の開發、產業の振興を圖るならば、人口や食糧問題の解決に資するのみならず、更に國家經濟の發展を促す所以ともなる譯である。我が拓殖官廳はこれらの地方に對し、その産業の助長と金融の整備とを圖つて極力移住を獎勵し、その拓殖に努めてゐる。

對內的の拓殖と共に海外移住の必要なことは論ずるまでもない。アメリカ合衆國は大正十三年以後移民制限法を制定してその門戸を鎖したけれども、南米特にブラジルの如きは國土開發の爲或制限の下に邦人の移住を許して居る。近くには中華民國・滿洲國・シベリヤなどがあり、殊に新興満洲國は我が國と最も密接な

海外發展

關係にあつて、その資源の開發は我等日本國民の雙肩にかゝつてゐる。

由來我が國民は進取の氣象に富み、開拓の精神に燃えてゐて、嘗ては身を扁舟に託して遠く南海に進出し、海國男子の面目を發揮した。然るに江戸三百年間の鎖國は、國民から海外發展の雄心を奪ひ、徒に郷土に對する愛着の念のみを增長させた。されば明治十七年に海外渡航が許可されてから數十年を経た今日でも、海外移住者の數は極めて少い。我等は今やよろしく祖先の遺業に學び、他山に骨を埋める覺悟を以て、大いに海外雄飛の志を立て、以て國家難局の打開と將來の繁榮とに貢獻しなければならぬ。

文化とは何ぞ

文化とは自然を純化し理想を實現せんとする人生の過程、即ち

第八 國民文化

人間が自然を征服支配し、新らしい創造の生活を營んで、本來具有する究極の理想を完成せんとする過程の總稱である。

自己保存・種族保存の本能によつて自然的生命を維持して行くに止るのは動物の生活である。人間も動物の一種であるが、この自然的生命の力を基礎とし手段として、人間本來の理想を實現する爲に新らしい創造の生活を營むのが他の動物と異なる點で、かくの如く、自然的生命よりも一層價值ある創造を營み、理想の實現に努力する過程を文化と稱するのである。

文化過程の產物には教育・宗教・學藝などがある。

カントは Kant (1724-1804) 人は教育によつてのみ人となる。』と言つた。教育は身體の鍛錬、智德の啓發、情操の陶冶を目的として、國家の一員としての完成を意味してゐる。

家庭教育

人の教育はまづ家庭から始まる。『搖籃を動かす手は世界を動

かす手である。』といふ諺のやうに、偉人・傑士もその性格の根柢は家庭に於て培はれるのである。家庭は實に修養の道場であり、その教育は他のすべての教育の基礎をなすものであるから、常に圓満平和で健全な家風を立て、小兒をして善良な環境に人となしめなければならぬ。かの不良兒が多くは缺陷ある家庭から出るのは、我等の大いに注意を要することである。

我が國は明治維新までは、藩學・私塾・寺子屋の類で教育を施してゐたが、王政復古と共に、畏くも明治天皇は深く大御心を教育に注がせられ、明治五年に學制を頒布して「邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシメン」と仰せ出され、ついで同二十三年に教育に關する勅語をお下しになつて我が國教育の根本方針を明示遊ばされた。爾來各般の教育は駆々として進み、遂に今日の隆盛を見るに至つたのである。

| 統・系・校・學 | | 年齢 |
|---------|--|----|
| | | 28 |
| | | 27 |
| | | 26 |
| | | 25 |
| | | 24 |
| | | 23 |
| | | 22 |
| | | 21 |
| | | 20 |
| | | 19 |
| | | 18 |
| | | 17 |
| | | 16 |
| | | 15 |
| | | 14 |
| | | 13 |
| | | 12 |
| | | 11 |
| | | 10 |
| | | 9 |
| | | 8 |
| | | 7 |
| | | 6 |
| | | 5 |
| | | 4 |

右の外師範學校の第一部は高等小學校卒業の程度から五ヶ年、第二部は中學校・高等女學校・實業學校卒業の程度から二ヶ年、高等師範學校は師範學校・中學校の卒業の程度から四ヶ年、女子高等師範學校は女子師範學校・高等女學校卒業の程度から四ヶ年の課程が置かれてある。

義務教育 我が國では、満六歳から満十四歳までを學齡と定め、その間に尋常小學校の教育六ヶ年を完了させる義務を學齡兒童の保護者に負はせてゐる。これを義務教育制度といふ。

現在主として文部省の管轄に屬する學校系統を前頁に掲げた。

社會教育 社會は一の學校である。博物館・圖書館・展覽會・講習會・講演會・青年團・活動寫眞・ラヂオ等の諸施設や、新聞・雜誌などの刊行物などによつて、日々社會教育が行はれてゐる。この中、新聞・雜誌などは我等の見聞を廣め、新知識を増し、世界の大勢に通ずる爲に缺くべからざるものであるが、これらの中には、たゞ營利の目的を達する爲に、世人の好奇心を挑發する劣悪なものも尠くないから、深くその選擇に注意し、輕佻浮薄な記事に迷はされないやうにしなければならぬ。

宗敎 時の流れの悠久を思ひ、宇宙の偉大なのに何となく崇敬の情を

宗教と人生

起し、又は之に比べて弱小な自分を顧み、さては不可抗力の天災地
變に直面して今更のやうに人力と運命のはかなさを感じる時、人
間以上の或者の存在を信じ、それに頼つて救ひを求めようとする。
これを信仰といひ、これに禮拜の方式が伴うて宗教が成立する。

我が國に行はれてゐる宗教は次の三種である。

(一) 教派・神道 我が國固有の敬神崇祖の思想に佛教や儒教の教理が加
味されたもので、數多の教派に分れてゐるが、いづれも徳川時代末期
から庶民階級の間に發達して今日に及んだものである。

(二) 佛教 釋迦の開いた教理で、東洋の文化に貢獻したことが頗る大き
い。我が國に於ては全く日本化されて、却つて發祥地たる印度より
も發達してゐる。

(三) 基督教 イエス・キリストによつて創められた宗教で、西洋文化の中
心勢力となり、廣く世界各國に弘まつてゐる。我が國には足利時代
末期に傳はつて、爾來幾多の迫害を受けたが、明治に入つてから漸次

弘布して今日に至つた。

信教の自由

我等は自分の信ずる所に従つて如何なる宗教をも奉ずること
が出來る。しかし安寧秩序を妨げたり、國體と背馳するやうなも
のに對しては、國家は監督制度を設けて禁止することになつてゐ
る。帝國憲法第二十八條に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民
タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とあるのも、こ
の理由に基づくのである。

學問の研究と藝術の活動とは文化生活の最も顯著なるもので
ある。維新以後我が國の自然科學は急激に發達し、殊に醫學・物理
學・地震學・天文學・動植物學等に於ては世界的の發見發明が相つい
て現はれ、歐米の學術を取り入れてから僅々半世紀にして早くも先
進諸國の學界に對抗するやうになつた。一方、政治・法律・經濟・哲學
等、人文科學の方面に於ても歐米の理論學說を輸入するに止まら

ず、これを我が國固有の精神文化に照して新たなる理論學説の體系を創めてゐる。

明治のはじめ、歐米の文化に憧れてゐた頃は、物質的要求を満たすに惟れ日も足らぬ有様で、文學・美術の如きは全く閑却せられたが、教育の普及と學術の進歩とにつれてやうやく興隆し、戯曲・小説・繪畫・彫刻はもとより建築・染織・陶器・漆器なども我が固有の長所を發揮すると共に西洋風の影響を受け、一面には古雅な風を傳へ、他面には新規な趣を加へて今日の隆盛を見るに至つた。

元來我が國上代の文化はまだ頗る單純素朴なものであつたが、先にはその資料を三韓來貢の文化に採り中頃以降は支那大陸の文化に學び、最近は歐米に發達した近代文化を輸入することによつて、我が國民文化の内容を充實發展させ、次第にこれを「日本的なもの」となし來つた。畏くも明治天皇が五箇條の御誓文に「智識

我が國民文化の發展

ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と仰せられたやうに、我が國民は外來文化を輸入しつゝ、常に自主的態度を失はず、よくこれを咀嚼して自家藥籠中のものとし、以て我が國獨自の文化の建設に資するところに「日本的なもの」がある。さうしてこゝに我が國民の偉大性が存するのである。

明治天皇御製

よきをとりあしきをすてて外國におとらぬ國となすよし
もがな

昭憲皇太后御歌

外國のふみのはやしの下風になびきなはてそやまとなで
しこ

皇太后陛下御歌

ことくにのいかなる教いりきてもとかすがやがて大御國
ぶり

第九 國防と國交

明治天皇御製

國をおもふみちにふたつはなかりけり軍の場にたつもた
たぬも

世界平和は人類の理想で、戰禍の恐るべきことは近く世界大戦がこれを示してゐる。しかし國際間の交渉が複雑頻繁となるにつれ、利害の衝突する機會も多くなつた。かかる場合成るべく平和的に解決すべきであるが、他國の不當な侵略に對しては、自國の利益と體面とを擁護する爲、已むを得ず最後の手段に訴へなければならぬ。國防の充實は國家の自衛存立上一日もこれを忽^{ゆうがせ}にすることが出來ない。

國家總動員

國防は單に陸海軍だけの任務でなく、實に國民全體によつて支

持さるべきもので、最近國家總動員が實施されるやうになり、一朝有事の秋^{とき}に當つて國家が有する人的・物的・一切の資源を擧げて軍事の需要に應ぜしめ、最も有利に戦争を遂行し得る方法が研究されてゐる。

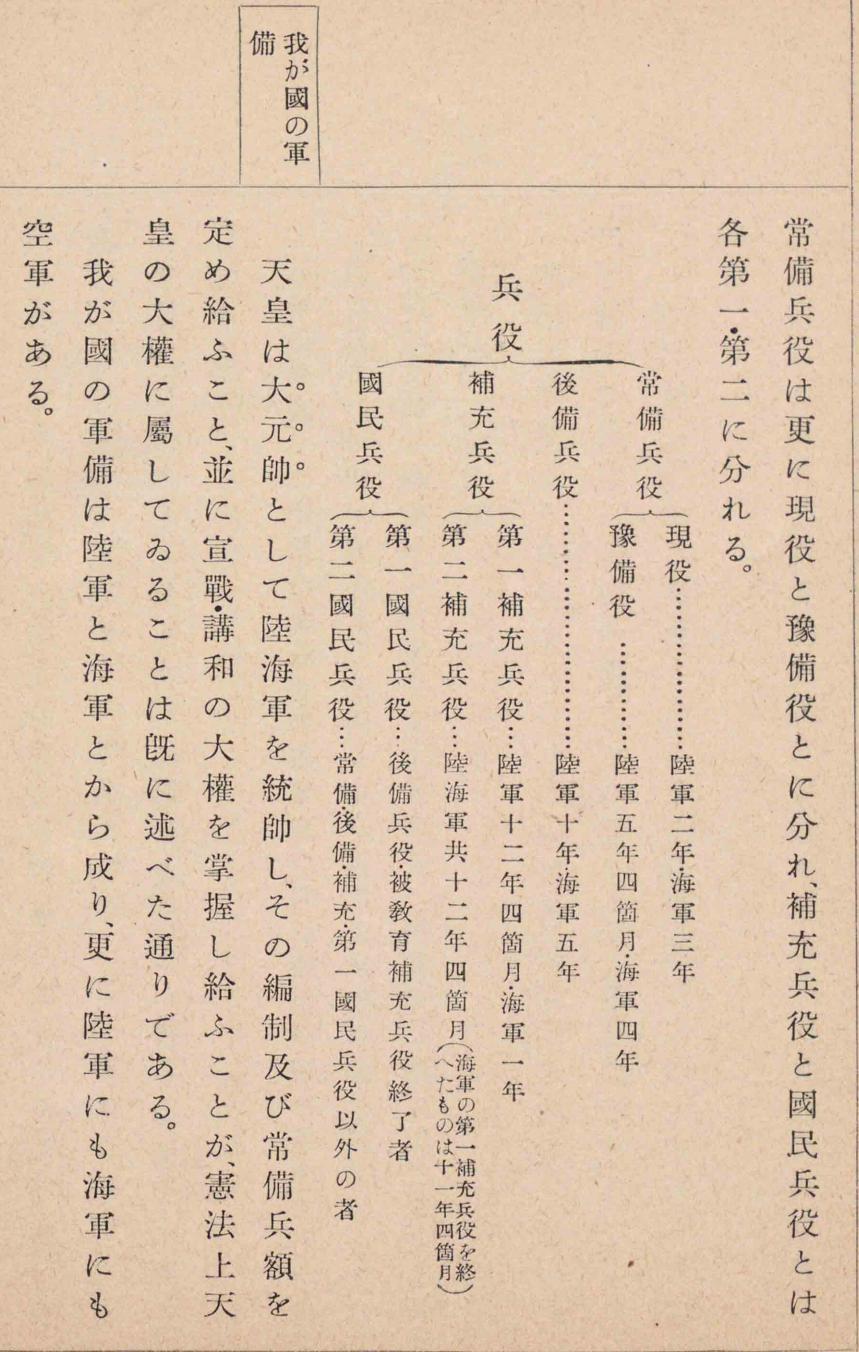
現在列國では産業・交通・教育・學術等國家的活動の一切を擧げて國防施設と見るので、我が國でも資源調査法や軍需工業動員法を制定し、企畫院を設けて國家總動員の計畫を立てゝゐる。所謂「治に居て亂を忘れず」の精神に外ならない。

明治六年徵兵令が發布せられて國民皆兵制度が確立し、帝國臣民で満十七歳から満四十歳までの男子は、不具・廢疾等でない限り、すべて兵役に服する義務あることを兵役法によつて定められてゐる。

兵役はこれを常備兵役・後備兵役・補充兵役・國民兵役の四種とし、

兵役

常備兵役は更に現役と豫備役とに分れ、補充兵役と國民兵役とは各第一・第二に分れる。



| 陸軍 | 海軍 |
|--|--------------|
| <p>陸軍は内地を十四師管區に分けて各師管區に一個師團が配備してあるが更に東京に近衛師團、朝鮮に二個師團、臺灣・關東州にそれゝ陸軍諸部隊がある。一個師團は歩兵二個旅團、騎兵・砲兵各一個聯隊、工兵・輜重兵各一個聯隊から成るを普通とし、師團によつては鐵道聯隊・電信聯隊・飛行聯隊などを加へるものもある。また國防上の要港等には要塞の設がある。</p> <p>海軍は帝國の海岸及び海面を三海軍區に分け、各區の軍港に鎮守府を置いてこれを管掌させ、特に警備を要する海岸には要港を定めて要港部をおく。海軍の艦船はこれを艦隊に分ち、二個以上の艦隊を以て聯合艦隊を編制する。</p> | <p>國交と國民</p> |

國民外交とさへ言はれるやうに、今日の國際關係はたゞ政府對政府の問題でなく、國民の一人が他の國家又は國民に爲した行爲が、直ちに國家全體の體面となり責任となる。

社會の發達が不十分な時代には、交通取引は一國一地方に限られ、國家間の交渉は殆ど行はれなかつたが、交通機關の發達は國と國との距離を短縮して、國際關係を益々密接にする。畏くも今上陛下が踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語に「汎ク一視同仁ノ化ヲ宣へ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ」と仰せられた。我等はこの聖旨を奉體し、各國と和衷協同して世界の平和に貢獻し、共存共榮の實を擧げなければならぬ。

國際間の約束を條約といふ。條約の締結は特定の國家間に行はれるもので、通常當事國の全權委員が會商して合意が成立した際、條約書を作成して各々これに署名調印し、更に各本國元首の批准を経てこれを交換すれば、こゝに始めてその效力が發生する。我が國では、條約の締結は天皇の憲法上の大權に屬し、批准し給ふ

條約

締盟國

際に樞密院に諮詢される。

國交に關する條約を締結した國を締盟國又は條約國といひ、外交官及び領事官をその國に駐在せしめる。

外交官は本國を代表して駐在國との儀禮的政治的交渉に當り、自國及び自國民の權利義務を確保するを任務とし、特命全權大使・特命全權公使・辦理公使・代理公使などがある。

領事官は主として本國民の通商・航海に關する事務を處理し、在留邦人の保護取締に任する官吏で、總領事・領事・副領事などがある。

今日の世界に於て人類の福祉を増進するには、國際協力を必要とする。國際的協同事業に屬する主なものに、赤十字社・萬國平和會議・萬國農事協會・國際勞働會議などあるが、特に世界大戰の終ると共に協定されたものに國際聯盟がある。

國際聯盟はヴエルサイユ講和會議で米國大統領ウイルソン氏
The League of Nations
Wilson
Versailles

の提唱に基づき日・英・佛・伊が盟首となつて組織した國際團體で、その目的とするところは國家相互の親善を厚うして國際恒久の平和を確保し、更に進んで國際協力を促進して人類共同の福利を増進するにある。

平和達成の爲に(一)軍備縮小計畫を立て、(二)戦爭防遏の方法を定め、(三)仲裁裁判をなし、(四)規約を無視して戦争に訴へた國に對しては經濟封鎖を行ふなど。

國際協力促進の爲に(一)國際條約の整理及び管理を行ひ、一切の條約を登錄公開し、(二)労働状態の改善を圖り、(三)婦女・兒童の賣買禁止、(四)阿片その他有害藥物の取締、疾病的豫防撲滅を圖るなど。

我が國は聯盟成立以來十三箇年間常任理事國としてその健全な發達に多大の貢獻を致したが、東洋の平和を保つ方法について

聯盟と意見を異にした爲、昭和八年三月已むなく國際聯盟脫退の通告をなすに至つた。しかし國際平和の確立に向つて努力する國是は、これによつて少しも渝ることはない。國際聯盟脫退の詔書に、

今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕力念トスル所ナリと仰せられてゐる。我等國民は益々平和達成・協調促進に努めなければならぬ。

第十 我が國の使命

人類の文化はまづ自然の惠澤の豊かな地方から發祥した。即ち(一)黃河流域の支那、(二)ガンヂス河流域の印度、(三)チグリス・ユーフ

ラト河流域のメソボタミヤ、(四)ナイル河流域のエジプトに世界最古の文化が榮えた。さうして印度の文化が東漸し、支那文化と合流して東洋の文化となり、メソボタミヤ及びエジプトの文化はヨーロッパに傳はり、ギリシヤ・ローマの文化を経て近世に至り、西洋文化を形成した。

大體に於て東洋文化が精神的・理想的な特色を帶びてゐるに對して、西洋文化は物質的・現實的特徴を具へてゐる。これらの特色にはそれゝ一長一短はあるが、現代は西洋の文化によつて風靡されてゐるのは疑のない事實で、自然科學の研究と應用とによる發明・發見は社會生活の態様を一變し、物質文明の進歩發達の著しいことは今更呶々を要しない。

肇國の精神に基づき皇室を中心として發展して來た日本民族は、その固有の文化を基調とし、これに印度・支那の文化を融合統一

して異常の發達を遂げ來つたことは、三千年の歴史がこれを物語つてゐる。ついで明治維新後、銳意西洋の物質文化を吸收し咀嚼して、僅々六七十年間に西洋數世紀間の進歩に追随し、今や世界列強に比肩して遜色のない狀態に達したことは、世界文化史上的一大異彩と見られてゐる。

採長補短は我が國民性の一大特質である。我が國の地理的位置と歴史的事情とから見て、東西文化を融合統一してこれを固有の民族的理想に同化せしめ、以て綜合的な世界文化を建設することは、我が國民に與へられた使命である。

「昔ローマ帝國の滅亡と同時に地中海時代は終つた。大西洋文明の時代は目下その絶頂にあるが、これ亦遠からず資源の枯渇を見るであらう。そして、これに代るもののは實に太平洋時代である」とは嘗てルーズベルト氏が揚言した所である。今や世界の視

聽は東洋に集注されてゐる。我等は前途益々多事多端なるべき我が國の將來に思を致し、不退轉の努力精進を重ねて、皇運扶翼の大道にいそしむ覺悟がなくてはならぬ。

簡明公民教科書 終

附錄

一 皇室典範

第二章 践祚即位

故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第三章 成年立后立太子

第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
第十二條 践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

第十七條 天皇太皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事

第五章 摄 政

第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク
天皇久キニ瓦ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサ

ルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク

第二十條 摄政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ任ス

第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス

第一 親王及王

第二 皇后

第三 皇太后

第四 太皇太后

第五 内親王及女王

第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス

第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル

第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

第二十五條 摄政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太 傳

第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傳ヲ置キ保育ヲ掌ラシム

第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傳ヲ任セサリシトキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス

第二十八條 太傳ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス

第二十九條 摄政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傳ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇 族

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇后皇太子皇子子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ王女ヲ女王トス

第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承クルトキハ皇兄弟姉妹ノ王女王士タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁薨去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ラシメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族蕩產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治產ノ

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルベシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摄政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝政ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルベシ

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摄政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝政ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルベシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摄政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝政ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルベシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摄政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝政ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルベシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摄政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝政ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルベシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摄政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝政ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルベシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摄政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝政ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルベシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摄政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝政ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルベシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摄政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝政ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルベシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 摄政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝政ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十条 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコ

禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ
内大臣樞密院議長官内大臣司法大臣大審院長ヲ以テ參列
セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ
命シテ議長タラシム

第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者
ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子
皇猶子又ハ他ノ繼嗣タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王王女王ノ品位ハ之ヲ廢ス

第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ抵觸スル例規ハ
總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財產歲費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキ
ノ必要アルニ當テハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ
勅定スヘシ

皇室典範増補 (明治四十年二月十一日發布)

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシ
ムコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督
相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入リタル者ノ妻直系卑屬及其ノ
ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ
直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降
スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞
密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得
ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範
ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異
ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ
此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキト

キニ限リ之ヲ適用ス

皇室典範増補(大正七年十一月二十八日發布)

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

二 大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼
承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ
條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議
院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル

爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代
ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均
ク文武官ニ任セラレ及其ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ祕密ヲ侵サルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトヲアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散フ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散フ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ祕密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得
第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手數料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔ト

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限テ之ニ任ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ

於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

昭和十三年一月三十日
文部省検定済
高等女校・實業學校・公民科用

發行所

東京市神田區錦町二丁目七番地
大阪市東區博労町五丁目四二番地
振替口座東京七九五七七番
振替口座丸版九八二〇番

英進社

著作権有者



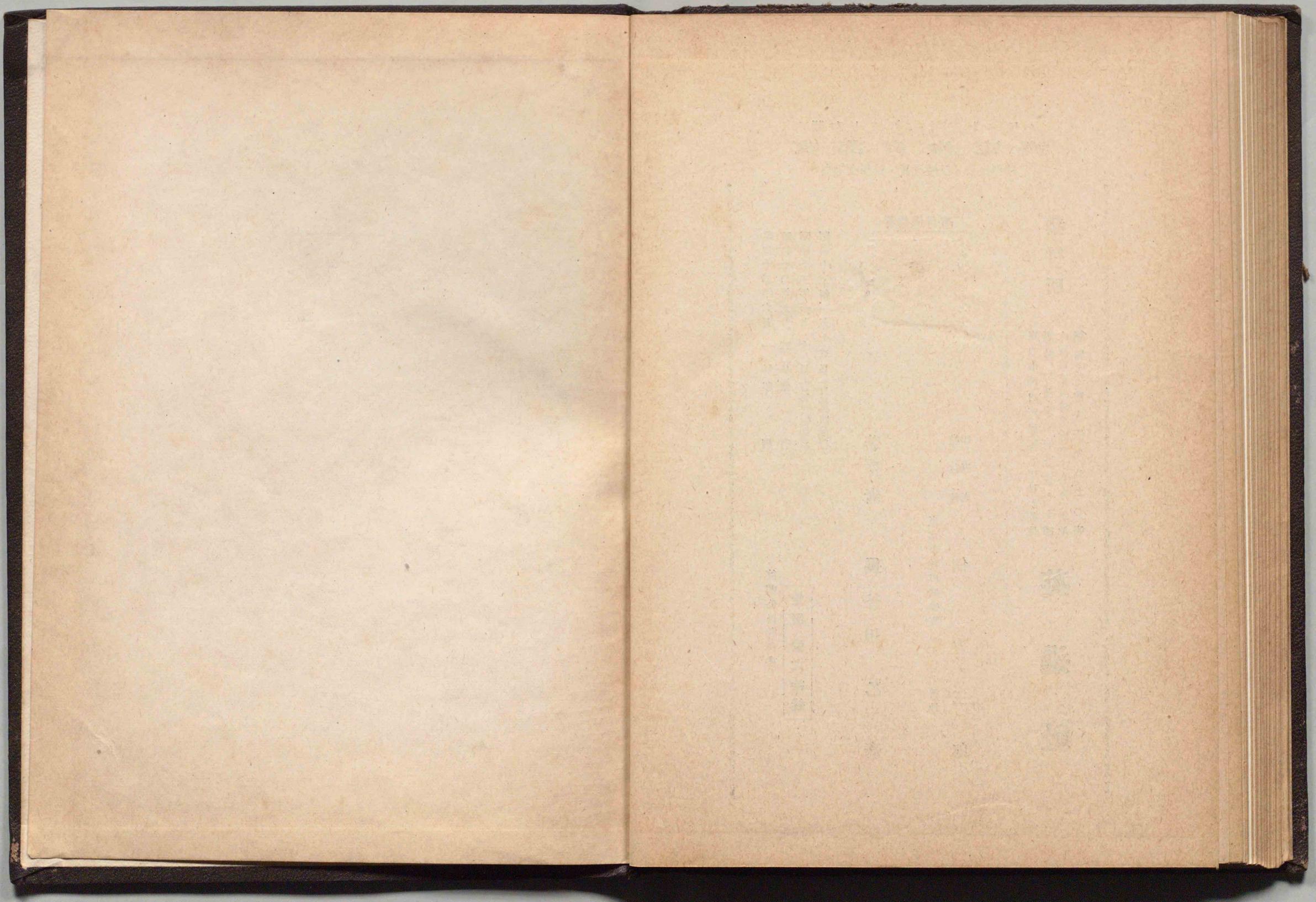
昭和十二年六月一日印行
昭和十二年六月五日發行
昭和十三年一月十日訂正再版印刷
昭和十三年一月十五日訂正再版發行

簡明公民教科書

定價金六拾錢

著作者 長谷川乙彥
印刷者兼佃要三郎

東京市神田區錦町二丁目七番地





広島大学図書

2000074169

